

湧別町保健医療福祉協議会 高齢者・介護部会について

介護保険法等において下記の事項について、公平性・中立性の確保する観点から被保険者等の意見を反映させるために必要な措置を講じることと定められており、その諮問機関として湧別町保健医療福祉協議会設置条例施行規則に基づいて設けられた部会です。

○高齢者・介護部会の所掌する事項

1. 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定並びに推進に関すること

3年を1期とした高齢者福祉計画（老人福祉法第20条の8）及び介護保険事業計画（介護保険法第117条）を定める必要があります。

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定、変更、実施及び評価に関することについて、答申又は協議をしていただきます。（介護保険法第117条第9項）

主な協議内容

- ・老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定、変更、実施及び評価に関すること
- ・その他老人福祉計画及び介護保険事業計画に関すること

2. 地域密着型サービスの指定及び運営に関すること

地域密着型サービス事業者の指定（町が指定権者）及び運営等に関することについて、答申又は協議をしていただきます。（介護保険法第78条の2）

主な協議内容

- ・事業所の指定を行うとき
- ・独自の指定基準及び介護報酬を設定する場合
- ・サービスの質の確保、運営評価その他町長が必要であると判断した事項
- ・その他地域密着型サービスに関すること

3. 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること

地域包括支援センターの設置・運営（介護保険法施行規則第140条の66）に関することについて、答申又は協議をしていただきます。

主な協議内容

- ・センターの設置等に関すること
- ・センターの運営に関すること
- ・センターの職員の確保に関すること
- ・その他地域包括ケアに関すること

(素案)

第9期

湧別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

(令和6年度～8年度)

ダイジェスト版

※この素案に記載している令和5年度実績見込及び令和6年度以降の各種推計値や保険料等は、令和5年12月時点のものであり、今後、サービス量推計等の北海道による精査等を経て最終的な数値を定めることとしておりますので、ご了承ください。

令和6年3月

湧別町

1. 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨と位置づけ

1) 計画策定の主旨

総人口・現役世代人口が減少する中で、85歳以上人口は当面増加することが見込まれ、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定されることから、高齢者を地域で支える体制づくりや地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要です。

本計画の策定にあたっては、第7期計画（計画期間：平成30年度～令和2年度）より掲げた地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）を経て、第9期計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）も引き続き努めるとともに、現在の課題や特性を把握しながら、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備、介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化などに一体的に取組み、「全世代で社会保障を支え、また社会保障で全世代を支える」という理念のもと、高齢者があらゆる世代の町民と共に、住み慣れた地域でいつまでも安心して長く暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指します。

2) 計画期間

今回策定する第9期計画は、令和6年（2024年）度から令和8年（2026年）度までの3年間を計画期間と定め、現役世代の急減が想定（団塊ジュニア世代が65歳以上）が想定される令和22年度までのサービス・給付・保険料の水準も推計して、中長期的な視野に立った計画として策定します。



(2) 国における第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針の考え方

1) 基本的な考え方

- 計画期間中に団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年（2025年）を迎える
- 高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）を見通すと、要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が減少する。
- 地域包括ケアシステムの深化、推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を検討した上で計画を定めること。

2) 基本指針のポイント

- ①介護サービス基盤の計画的な整備
 - 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - 医療・介護連携の強化
 - 在宅サービスの充実
- ②地域包括ケアシステムの進化・推進に向けた取組
 - 地域共生社会の実現
 - 介護事業者間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備
 - 保険者機能の強化
- ③地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上
 - 介護人材確保のため、処遇改善、人材育成支援、職場環境改善による離職防止、外国人材の受入環境整備
 - 生産性向上に資する様々な支援・施策の推進。介護経営の協働化・大規模化による人材資源の有効活用

3) 計画作成指針における市町村の基本的事項

- ①基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
- ②要介護者等地域の実態の把握等
- ③市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
- ④中長期的な推計及び第9期の目標
- ⑤目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- ⑥日常生活圏域の設定
- ⑦他の計画との関係

2. 湧別町の高齢者を取り巻く状況

(1) 高齢者の現状

①人口構造

本町の人口構造をみると、65歳以上の高齢者人口は平成28年の3,387人をピークに減少傾向にあります。65歳以上から74歳までの前期高齢者の人口も、減少傾向になっております。また、75歳以上の後期高齢者の人口は、当町では既にピークを過ぎておりますが、増加と減少を繰り返しながら横ばいでの推移が見込まれております。

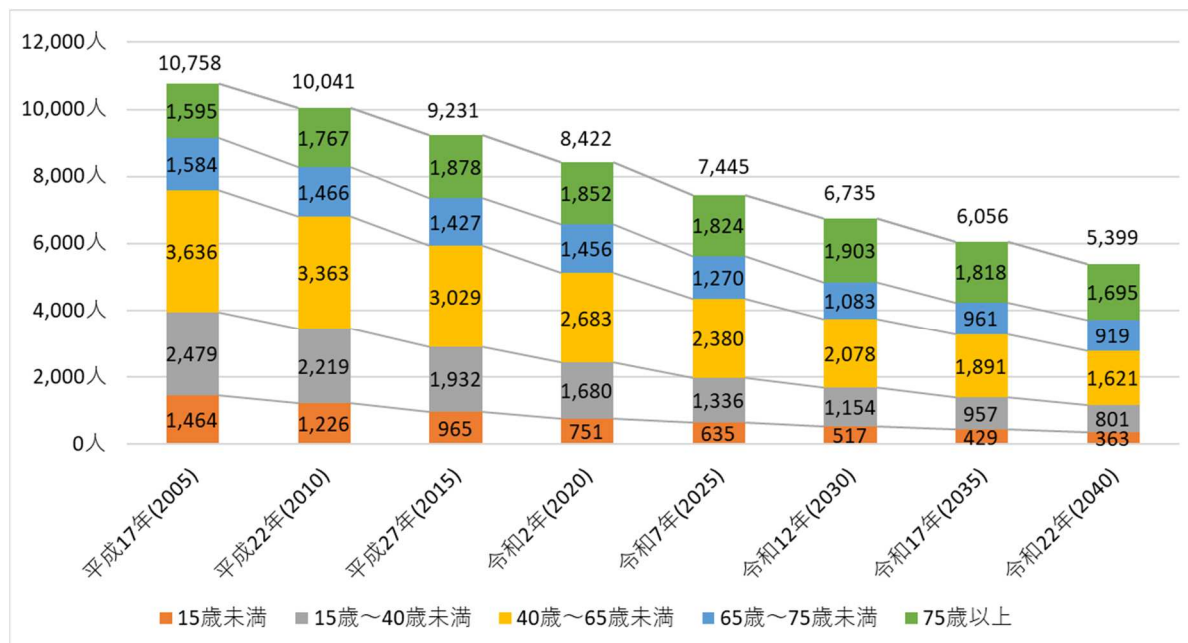
一方、それ以外の世代の人口が長期にわたって減少傾向となります。高齢化率をみると、令和5年には39.4%ですが、令和7年には41.6%となり、今後も少子高齢化に伴う高齢化率の上昇は続くものと見込まれています。

| 区 分 | 平成28年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和7年 | 令和12年 | 令和17年 | 令和22年 |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 総 人 口 | 9,136人 | 8,690人 | 8,485人 | 8,349人 | 8,162人 | 8,046人 | 7,445人 | 6,735人 | 6,056人 | 5,399人 |
| 年 少 人 口 | 958人 10.5% | 837人 9.6% | 783人 9.2% | 764人 9.2% | 735人 9.0% | 717人 8.9% | 635人 8.5% | 517人 7.7% | 429人 7.1% | 363人 6.7% |
| 生産年齢人口 | 4,791人 52.4% | 4,507人 51.9% | 4,382人 51.7% | 4,327人 51.8% | 4,215人 51.7% | 4,157人 51.7% | 3,716人 49.9% | 3,232人 48.0% | 2,848人 47.0% | 2,422人 44.9% |
| 15歳～39歳 | 1,825人 20.0% | 1,762人 20.3% | 1,709人 20.2% | 1,672人 20.0% | 1,621人 19.9% | 1,646人 20.5% | 1,336人 17.9% | 1,154人 17.1% | 957人 15.8% | 801人 14.8% |
| 40歳～64歳 | 2,966人 32.5% | 2,745人 31.6% | 2,673人 31.5% | 2,655人 31.8% | 2,594人 31.8% | 2,511人 31.2% | 2,380人 32.1% | 2,078人 31.0% | 1,891人 31.2% | 1,621人 30.0% |
| 高 齢 者 人 口 | 3,387人 | 3,346人 | 3,320人 | 3,258人 | 3,212人 | 3,172人 | 3,094人 | 2,986人 | 2,779人 | 2,614人 |
| 高 齢 化 率 | 37.1% | 38.5% | 39.1% | 39.0% | 39.3% | 39.4% | 41.6% | 44.3% | 45.9% | 48.4% |
| 65～74歳人口 | 1,460人 | 1,443人 | 1,451人 | 1,422人 | 1,398人 | 1,338人 | 1,270人 | 1,083人 | 961人 | 919人 |
| 前期高齢化率 | 16.0% | 16.6% | 17.1% | 17.0% | 17.1% | 16.6% | 17.1% | 16.1% | 15.9% | 17.0% |
| 75歳以上人口 | 1,927人 | 1,903人 | 1,869人 | 1,836人 | 1,814人 | 1,834人 | 1,824人 | 1,903人 | 1,818人 | 1,695人 |
| 後期高齢化率 | 21.1% | 21.9% | 22.0% | 22.0% | 22.2% | 22.8% | 24.5% | 28.3% | 30.1% | 31.4% |

(出典) 平成28年～令和5年まで：10月1日現在住民基本台帳

令和7年以降は：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

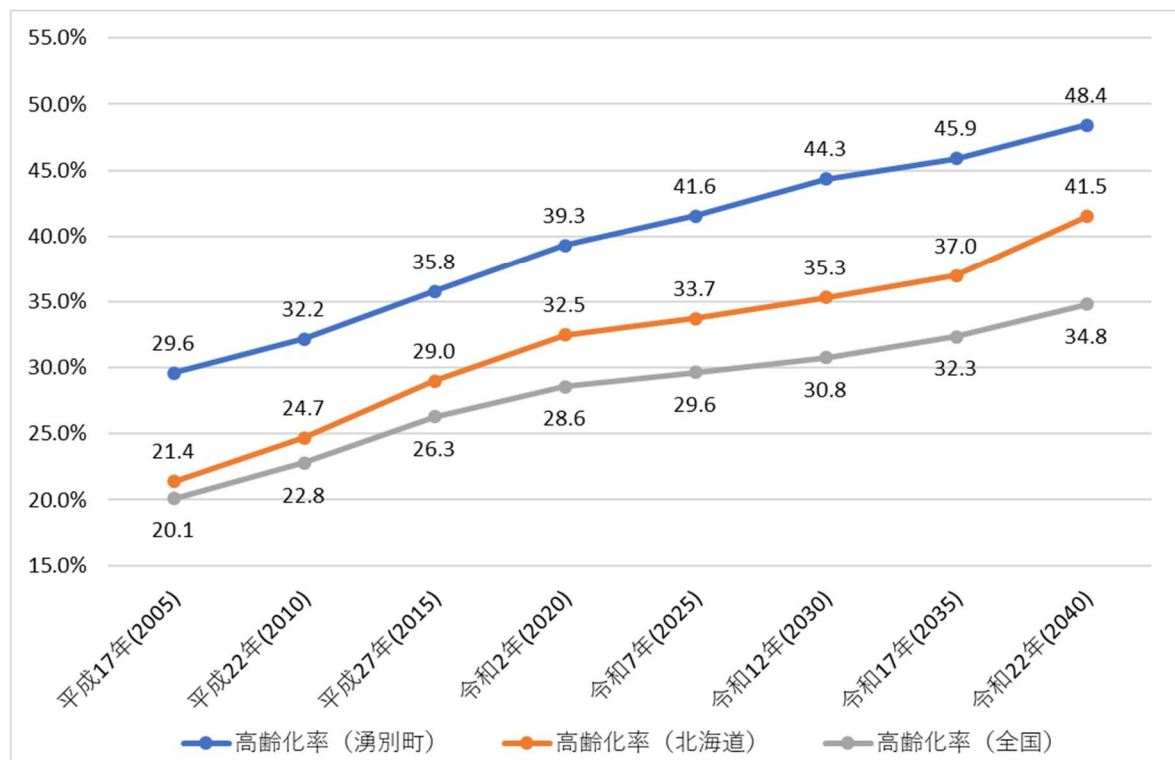
【参考1】年齢5区分別人口の構成比の推移



(出典) 2000年～2015年まで：総務省「国勢調査」

2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年年推計）」

【参考2】高齢化率の推移



(出典) 2000年～2015年まで：総務省「国勢調査」

2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年年推計）」

②高齢者世帯の推移

本町の総世帯数は、国勢調査と住民基本台帳上の世帯数の算出方法がことなっているため、令和2年度までとれいわ5年度以降において乖離が見られますが、世帯数は、人口減少に伴って年々減少で推移していくと推測され、65歳以上の高齢者のいる世帯も減少していくものと推測されます。しかし、高齢者単身世帯の占める割合は緩やかに増加していき、令和17年以降は緩やかに減少していくと推測されます。

| 区 分 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 | 令和5年 | 令和7年 | 令和12年 | 令和17年 | 令和22年 |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 総世帯数 | 4,010世帯 | 3,861世帯 | 3,678世帯 | 4,047世帯 | 4,028世帯 | 3,977世帯 | 3,927世帯 | 3,877世帯 |
| 65歳以上の親族のいる世帯数 | 2,054世帯 | 2,073世帯 | 2,030世帯 | 2,257世帯 | 2,206世帯 | 2,084世帯 | 1,998世帯 | 1,881世帯 |
| 総世帯に占める割合 | 51.2% | 53.7% | 55.2% | 55.8% | 54.8% | 52.4% | 50.9% | 48.5% |
| 夫婦のみ世帯数 | 705世帯 | 703世帯 | 667世帯 | 629世帯 | 605世帯 | 566世帯 | 539世帯 | 504世帯 |
| 総世帯に占める割合 | 17.6% | 18.2% | 18.1% | 15.5% | 15.0% | 14.2% | 13.7% | 13.0% |
| 65歳以上世帯に占める割合 | 34.3% | 33.9% | 32.9% | 27.9% | 27.4% | 27.2% | 27.0% | 26.8% |
| 単身世帯数 | 517世帯 | 585世帯 | 655世帯 | 985世帯 | 987世帯 | 989世帯 | 999世帯 | 989世帯 |
| 総世帯に占める割合 | 12.9% | 15.2% | 17.8% | 24.3% | 24.5% | 24.9% | 25.4% | 25.5% |
| 65歳以上世帯に占める割合 | 25.2% | 28.2% | 32.3% | 43.6% | 44.7% | 47.4% | 50.0% | 52.6% |
| その他 | 832世帯 | 785世帯 | 708世帯 | 643世帯 | 614世帯 | 529世帯 | 460世帯 | 388世帯 |
| 総世帯に占める割合 | 20.7% | 20.3% | 19.2% | 15.9% | 15.2% | 13.3% | 11.7% | 10.0% |
| 65歳以上世帯に占める割合 | 40.5% | 37.9% | 34.9% | 28.5% | 27.8% | 25.4% | 23.0% | 20.6% |

(出典) 平成22年～令和2年：総務省「国勢調査」、令和5年：10月1日現在住民基本台帳、令和7年～22年：町独自推計

(2) 介護保険給付等の状況

①被保険者数、要支援・要介護認定者数と認定率の推移

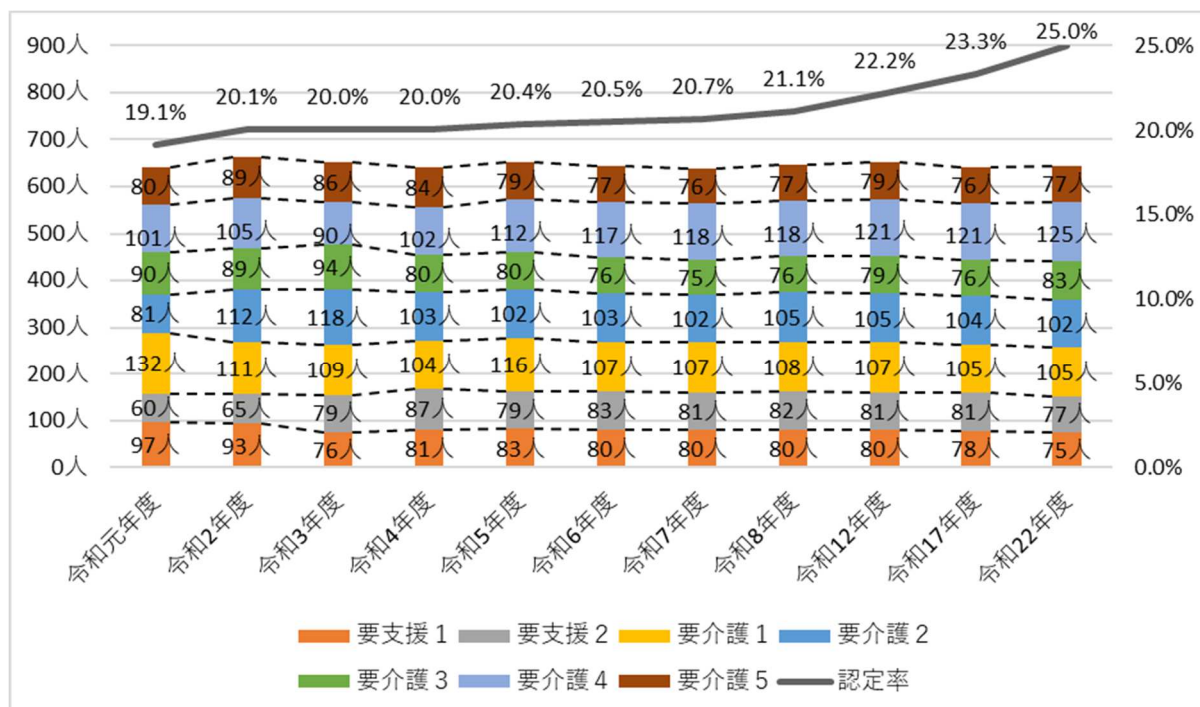
第1号被保険者（65歳以上）数は、平成28年度（3,396人）をピークに減少に転じており、令和4年度末では3,200人となり、以降も減少が見込まれます。

また、第1号被保険者の要介護・要支援認定者数は、近年では令和2年度の664人が最も多い認定者数となっています。今後は、被保険者数が減少する一方、高齢化が進行するため、当面横ばい傾向で推移し、認定率は21%を超えていくと推計されています。

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | 令和17年度 | 令和22年度 |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 第1号被保険者数 | 3,354人 | 3,309人 | 3,258人 | 3,200人 | 3,194人 | 3,139人 | 3,094人 | 3,065人 | 2,936人 | 2,750人 | 2,581人 |
| 要支援者 | 157人 | 158人 | 155人 | 168人 | 162人 | 163人 | 161人 | 162人 | 161人 | 159人 | 152人 |
| 要支援1 | 97人 | 93人 | 76人 | 81人 | 83人 | 80人 | 80人 | 80人 | 80人 | 78人 | 75人 |
| 要支援2 | 60人 | 65人 | 79人 | 87人 | 79人 | 83人 | 81人 | 82人 | 81人 | 81人 | 77人 |
| 要介護者 | 484人 | 506人 | 497人 | 473人 | 489人 | 480人 | 478人 | 484人 | 491人 | 482人 | 492人 |
| 要介護1 | 132人 | 111人 | 109人 | 104人 | 116人 | 107人 | 107人 | 108人 | 107人 | 105人 | 105人 |
| 要介護2 | 81人 | 112人 | 118人 | 103人 | 102人 | 103人 | 102人 | 105人 | 105人 | 104人 | 102人 |
| 要介護3 | 90人 | 89人 | 94人 | 80人 | 80人 | 76人 | 75人 | 76人 | 79人 | 76人 | 83人 |
| 要介護4 | 101人 | 105人 | 90人 | 102人 | 112人 | 117人 | 118人 | 118人 | 121人 | 121人 | 125人 |
| 要介護5 | 80人 | 89人 | 86人 | 84人 | 79人 | 77人 | 76人 | 77人 | 79人 | 76人 | 77人 |
| 認定者数 | 641人 | 664人 | 652人 | 641人 | 651人 | 643人 | 639人 | 646人 | 652人 | 641人 | 644人 |
| 認定率 | 19.1% | 20.1% | 20.0% | 20.0% | 20.4% | 20.5% | 20.7% | 21.1% | 22.2% | 23.3% | 25.0% |

(出典) 令和元年～令和4年度は3月末日現在、令和5年度は9月末現在の町集計（認定者数は第1号被保険者のみ）
令和6年～22年度：地域「見える化」システム 自然体推計（令和5年推計）」

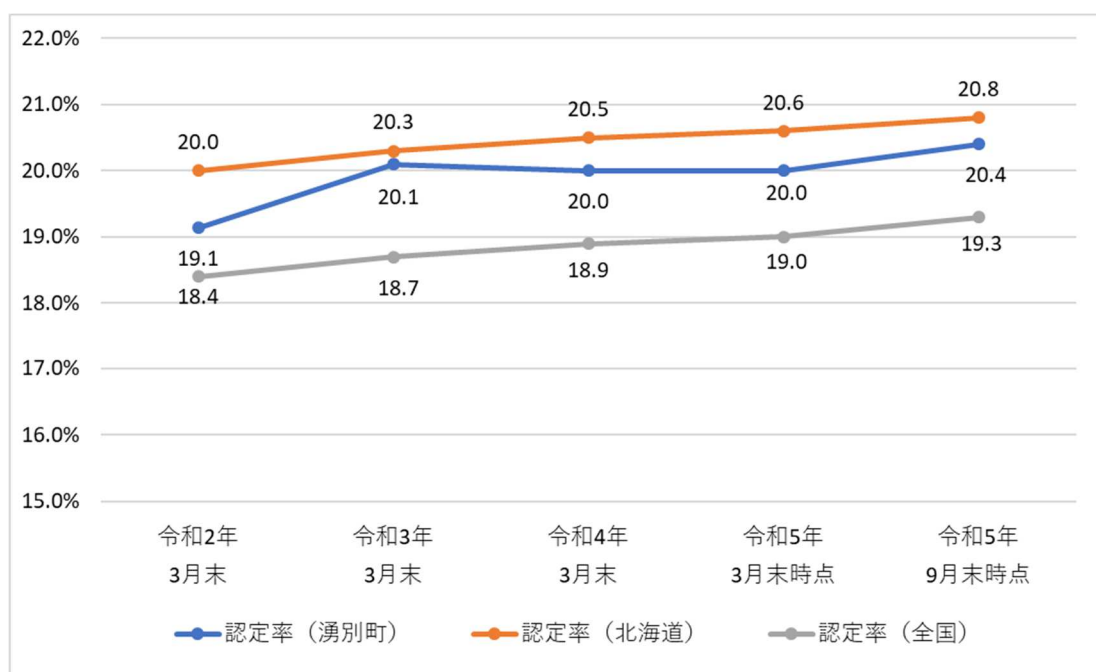
【参考3】要支援・要介護認定者数と認定率の推移



(出典) 令和元年～令和4年度は3月末日現在、令和5年度は9月末日現在の町集計（認定者数は第1号被保険者のみ）
令和6年～22年度：地域「見える化」システム 自然体推計（令和5年推計）」

全国、北海道との認定率の比較では、北海道とほぼ同水準で推移しており、全国平均を上回る水準となっております。

【参考4】認定率の推移の比較



(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」※令和元～2年度：「介護保険事業状況報告（月報）」

②認知症高齢者数の推移

国の新オレンジプランでは、高齢化の進展とともに、令和7年には高齢者の5人に1人が認知症になると推計されております。本計画では、要介護認定者のうち、認知症日常生活自立度Ⅱ以上に着目して推移を集計しました。認知症日常生活自立度Ⅱ以上の認定者は、わずかに減少傾向で推移してきておりますが、今後は、わずかに増加していく傾向と推計しております。令和5年度では379人となり、要介護認定者のうち58.2%となっております。

| 区 分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | 令和17年度 | 令和22年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 要支援・要介護認定者数 | 664人 | 652人 | 641人 | 651人 | 643人 | 639人 | 646人 | 652人 | 641人 | 644人 |
| 認知症自立度Ⅱ以上の人数 | 401人 | 389人 | 360人 | 379人 | 377人 | 382人 | 385人 | 386人 | 389人 | 389人 |
| 割合 | 60.4% | 59.7% | 56.2% | 58.2% | 58.6% | 59.8% | 59.6% | 59.2% | 60.7% | 60.4% |

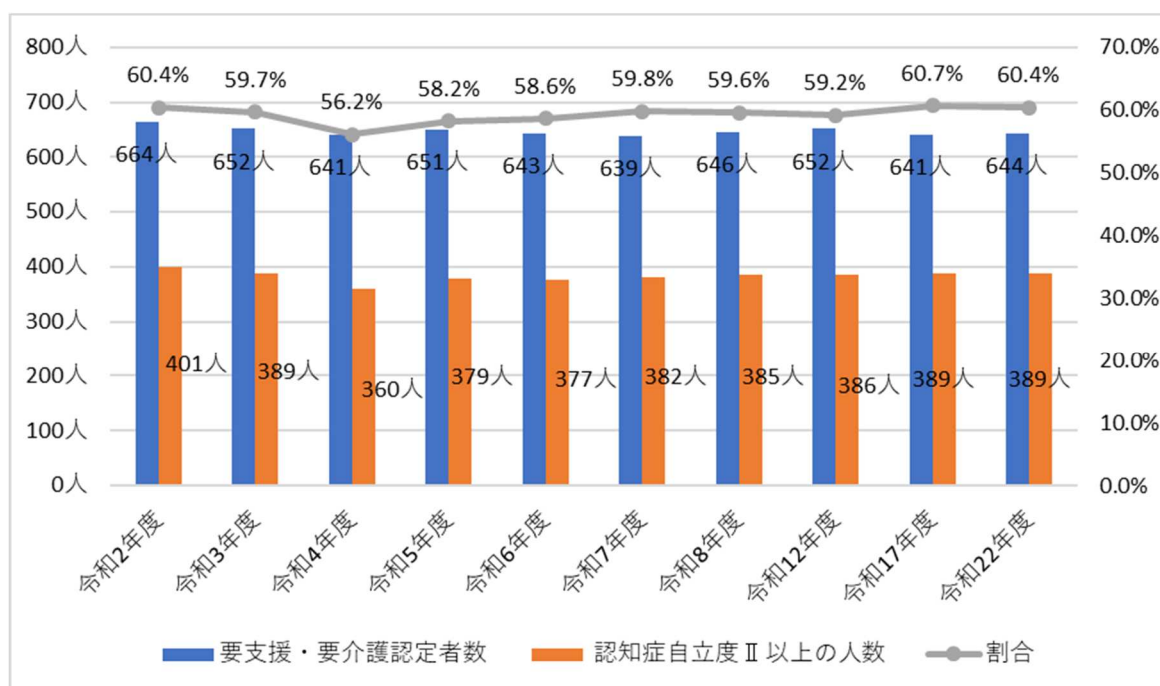
※各人数は3月末日現在（令和5年度は9月末日）、認定者数は第1号被保険者のみ

※認知症日常生活自立度については、主治医意見書に記載されている認知症日常生活自立度から集計

※認知症日常生活自立度はⅠからⅣまであり、Ⅱの状態は次のとおり

Ⅱ 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思の疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる。

【参考5】要介護認定者数の認知症高齢者数の推移



③介護サービス給付費等の推移

居宅・地域密着型・施設サービスの給付費の状況と、介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費の状況は次のとおりとなっています。

介護サービス給付費及び介護予防給付費の総額は、令和3年度の915,359千円に対し、令和5年度は940,297千円の見込みとなっており、3年間で24,938千円、2.7ポイント増加しています。

主に、居宅サービス費と地域密着型サービスが増加している状況となっております。

| 区 分 (単位:千円) | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|----------------|----------------|----------------|--------------|----------------|----------------|--------------|----------------|----------------|--------------|
| | 計画値 | 実績値 | 対計画比 | 計画値 | 実績値 | 対計画比 | 計画値 | 見込値 | 対計画比 |
| 居宅サービス | 122,589 | 128,519 | 104.8% | 125,255 | 137,939 | 110.1% | 124,402 | 143,363 | 115.2% |
| 通所サービス | 20,818 | 6,758 | 32.5% | 20,830 | 5,357 | 25.7% | 20,830 | 6,853 | 32.9% |
| 短期入所サービス | 35,387 | 52,322 | 147.9% | 35,406 | 50,549 | 142.8% | 35,406 | 50,500 | 142.6% |
| 特定施設入居者生活介護 | 11,916 | 9,123 | 76.6% | 11,922 | 8,842 | 74.2% | 11,922 | 8,906 | 74.7% |
| 福祉用具貸与 | 14,060 | 16,308 | 116.0% | 14,317 | 17,852 | 124.7% | 14,230 | 17,872 | 125.6% |
| 特定福祉用具販売 | 908 | 947 | 104.3% | 908 | 1,027 | 113.1% | 908 | 1,080 | 118.9% |
| 地域密着型サービス | 363,780 | 363,813 | 100.0% | 365,849 | 374,260 | 102.3% | 365,153 | 376,857 | 103.2% |
| 住宅改修 | 1,652 | 2,071 | 125.4% | 1,652 | 2,297 | 139.0% | 1,652 | 1,900 | 115.0% |
| 居宅介護支援 | 37,800 | 44,577 | 117.9% | 38,277 | 45,768 | 119.6% | 37,934 | 44,714 | 117.9% |
| 介護保険施設サービス | 326,467 | 290,921 | 89.1% | 329,910 | 280,108 | 84.9% | 329,910 | 288,252 | 87.4% |
| 介護給付費合計 | 935,377 | 915,359 | 97.9% | 944,326 | 923,999 | 97.8% | 942,347 | 940,297 | 99.8% |

| 区 分 (単位:千円) | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|----------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
| | 計画値 | 実績値 | 対計画比 | 計画値 | 実績値 | 対計画比 | 計画値 | 見込値 | 対計画比 |
| 介護予防サービス | 1,064 | 2,075 | 195.0% | 1,065 | 1,490 | 139.9% | 1,065 | 2,443 | 229.4% |
| 介護予防短期入所サービス | 1,085 | 121 | 11.2% | 1,086 | 152 | 14.0% | 1,086 | 0 | - |
| 介護予防特定施設入所生活介護 | 783 | 1,917 | 244.8% | 783 | 2,112 | 269.7% | 783 | 2,810 | 358.9% |
| 介護予防福祉用具貸与 | 1,948 | 2,865 | 147.1% | 1,948 | 2,749 | 141.1% | 1,995 | 3,187 | 159.7% |
| 特定介護予防福祉用具販売 | 747 | 414 | 55.4% | 747 | 263 | 35.2% | 747 | 190 | 25.4% |
| 地域密着型介護予防サービス | 8,929 | 6,935 | 77.7% | 8,934 | 7,410 | 82.9% | 8,934 | 9,171 | 102.7% |
| 住宅改修 | 4,103 | 854 | 20.8% | 4,103 | 840 | 20.5% | 4,103 | 700 | 17.1% |
| 介護予防支援 | 2,278 | 2,986 | 131.1% | 2,279 | 3,238 | 142.1% | 2,333 | 3,617 | 155.0% |
| 予防給付費合計 | 20,937 | 18,167 | 86.8% | 20,945 | 18,254 | 87.2% | 21,046 | 22,118 | 105.1% |

| | | | | | | | | | |
|-----------------|----------------|----------------|--------------|----------------|----------------|--------------|----------------|----------------|--------------|
| 総給付費(合計) | 956,314 | 933,526 | 97.6% | 965,271 | 942,253 | 97.6% | 963,393 | 962,415 | 99.9% |
|-----------------|----------------|----------------|--------------|----------------|----------------|--------------|----------------|----------------|--------------|

次に、介護サービス費用額の推移でみると、平成27年度は841,705千円でしたが、令和4年度には1,043,655千円となっています。

第1号被保険者1人1月あたり費用額も増加していることから、高齢化の進行に伴う認定率の上昇などによるところが大きいと考えられます。

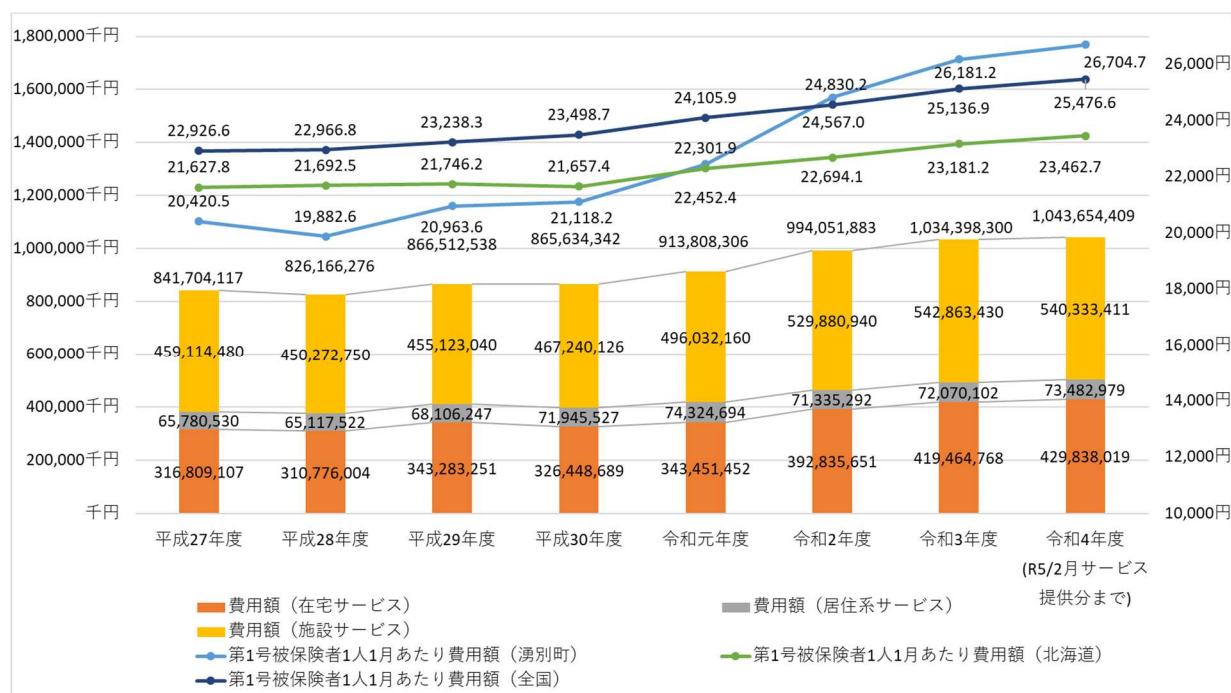
また、全国、北海道との比較では、本町の第1号被保険者1人1月あたり費用額は、平成30年度までは全国、北海道より低い水準で推移していましたが、令和2年度以降は全国、北海道より高い水準となっています。

次に、介護サービス費用額の推移でみると、平成 27 年度は 841,705 千円でしたが、令和 4 年度には 1,043,655 千円となっています。

第 1 号被保険者 1 人 1 月あたり費用額も増加していることから、高齢化の進行に伴う認定率の上昇などによるところが大きいと考えられます。

また、全国、北海道との比較では、本町の第 1 号被保険者 1 人 1 月あたり費用額は、平成 30 年度までは全国、北海道より低い水準で推移していましたが、令和 2 年度以降は全国、北海道より高い水準となっています。

【参考 6】介護費用額の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」※令和 4 年度は「介護保険事業状況報告（月報）」の 12 か月累計（補給給付は費用額に含まれない。）

④介護予防・日常生活支援総合事業のサービス事業費等の推移

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス事業費の状況は次のとおりです。

従来の介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、平成 28 年 3 月に総合事業へ移行し、同等のサービス内容（以下「基準型サービス」という。）で提供しています。また、平成 29 年 4 月から緩和した基準による通所型サービスを提供しています。

| 区 分 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------|----------|--------|--------|--------|
| 訪問型サービス (基準型) | 利用数 (回) | 2,152 | 1,895 | 2,222 |
| | 事業費 (千円) | 7,524 | 6,709 | 7,413 |
| 通所型サービス (基準型) | 利用数 (回) | 2,951 | 3,150 | 3,287 |
| | 事業費 (千円) | 14,363 | 16,591 | 16,296 |
| 生きがい対応型デイサービス (緩和型) | 利用数 (回) | 601 | 479 | 366 |
| | 事業費 (千円) | 1,790 | 1,435 | 1,120 |

3. 高齢者のニーズ

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要

| | |
|--------|---|
| 目的 | 第9期介護保険事業計画策定にあたり、高齢者の状況等を把握・集計することにより、地域のニーズを客観的に把握し、生活支援の充実・高齢者の社会参加・支え合いづくり・介護予防の推進のために必要な社会資源の把握、総合事業の進捗管理や事業評価のため実施しました。 |
| 対象者 | 令和4年12月1日現在、町内に住所を有する65歳以上の者 ※ただし、要介護1～5の認定者、特別養護老人ホーム及びグループホーム等施設入所者は除く。 |
| 対象者数 | 2,698人（前回 2,869人） |
| 調査票回収数 | 2,231人（前回 2,260人） |
| 調査票回収率 | 82.7%（前回 78.8%） |

【参考7】調査結果に基づく主な指標

| | 指標項目 | 今回 | | 前回 |
|----|-------------------------------------|--------|-------|-------|
| | | 人数 | 割合 | 割合 |
| 1 | 運動器機能リスク高齢者の割合 | 355人 | 15.9% | 16.3% |
| 2 | 栄養改善リスク高齢者の割合 | 118人 | 5.3% | 4.6% |
| 3 | 咀嚼機能リスク高齢者の割合 | 676人 | 30.3% | 27.2% |
| 4 | 閉じこもりリスク高齢者の割合 | 791人 | 35.5% | 36.5% |
| 5 | 認知症リスク高齢者の割合 | 1,073人 | 48.1% | 48.5% |
| 6 | うつリスク高齢者の割合 | 762人 | 34.2% | 36.3% |
| 7 | IADL が低い高齢者の割合 | 125人 | 5.6% | 6.2% |
| 8 | 転倒リスク高齢者の割合 | 813人 | 36.4% | 35.4% |
| 9 | ボランティアに参加している高齢者の割合 | 219人 | 9.8% | 10.4% |
| 10 | スポーツ関係のグループやクラブに参加している高齢者の割合 | 301人 | 13.5% | 14.8% |
| 11 | 趣味関係のグループに参加している高齢者の割合 | 330人 | 14.8% | 16.5% |
| 12 | 学習・教養サークルに参加している高齢者の割合 | 113人 | 5.1% | 4.9% |
| 13 | 地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合 | 969人 | 43.4% | 43.3% |
| 14 | 地域づくりへの企画・運営（お世話役）としての参加意向のある高齢者の割合 | 633人 | 28.4% | 26.9% |
| 15 | 独居高齢者の割合 | 533人 | 23.9% | 21.9% |
| 16 | 夫婦二人暮らし（配偶者65歳以上）世帯の割合 | 972人 | 43.6% | 42.1% |
| 17 | 配食ニーズありの高齢者の割合 | 145人 | 6.5% | 7.0% |
| 18 | 買い物ニーズありの高齢者の割合 | 84人 | 3.8% | 3.9% |
| 19 | 介護が必要な高齢者の割合 | 159人 | 7.1% | 5.6% |
| 20 | 介護が必要だが現在は受けていない高齢者の割合 | 132人 | 5.9% | 8.2% |
| 21 | 現在の暮らしが苦しい高齢者の割合 | 512人 | 22.9% | 17.1% |
| 22 | 情緒的サポートをくれる相手がいる者の割合 | 2,023人 | 90.7% | 90.4% |
| 23 | 情緒的サポートを与える相手がいる者の割合 | 1,926人 | 86.3% | 85.4% |
| 24 | 手段的サポートをくれる相手がいる者の割合 | 2,000人 | 89.6% | 89.8% |
| 25 | 手段的サポートを与える相手がいる者の割合 | 1,733人 | 77.7% | 78.3% |
| 26 | 主観的健康観の高い高齢者の割合 | 1,730人 | 77.5% | 73.5% |
| 27 | 主観的幸福観の高い高齢者の割合 | 976人 | 43.7% | 44.5% |

4. 計画の基本理念と施策体系

(1) 基本理念

① 基本理念の設定

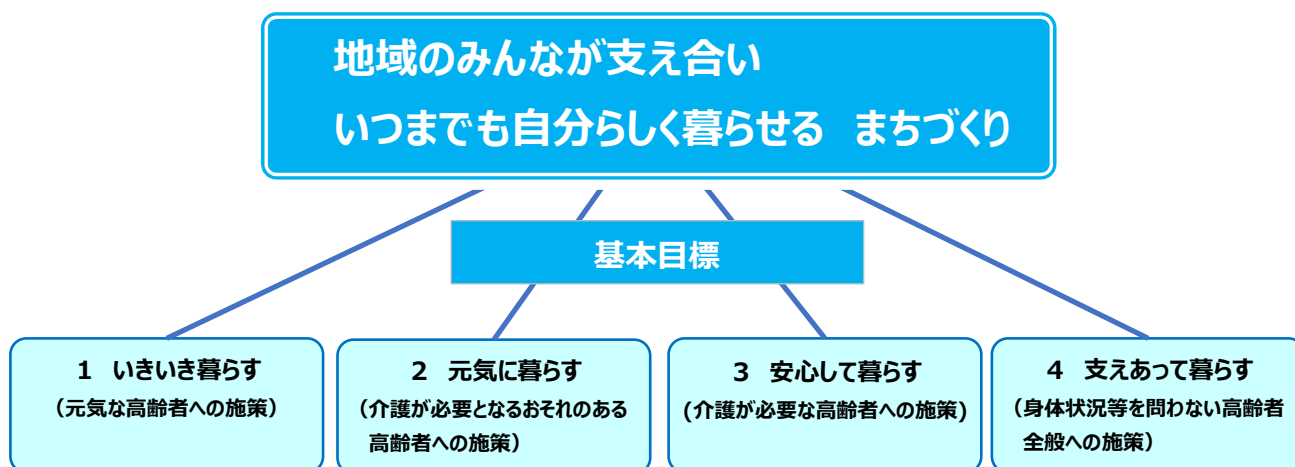
総人口が減少していく一方で、高齢化はさらに進展し、介護を支える人材不足が懸念される中、高齢者のライフスタイルや生活意識は多様化し、福祉ニーズ等もさらに複雑化していくことが予想されます。高齢期を迎えても、それぞれが豊富な経験や知識、特技等を地域社会に活かすことができる環境づくりとともに、互いに助け合い支え合う、参加と協働の地域づくりを推進していく必要があります。

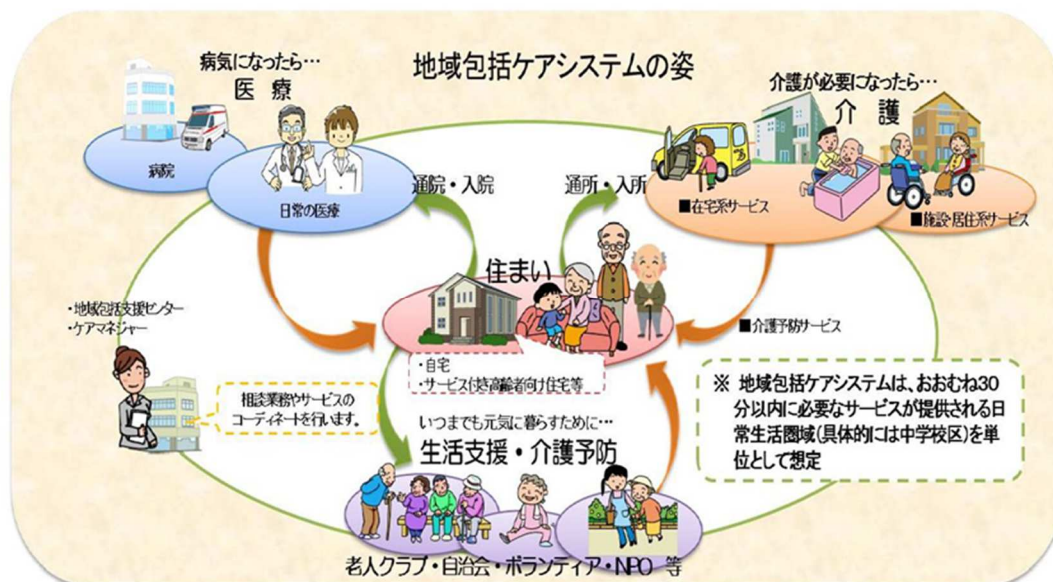
また、今後も要介護者の横ばい傾向で推移していく事が見込まれており、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自立し安心して長く生活していくことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供され、高齢者の地域生活を支える「地域包括ケアシステム」の構築・推進に向けて引き続き取組みを進め、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

第8期計画では、計画の基本理念として「地域 みんなが支え合い、いつまでも自分らしく暮らせる まちづくり」を掲げ、高齢者施策及び介護保険事業を進めてきました。

第9期計画においては、「地域包括ケアシステムの深化・推進」が引き続き求められることから、「第3期湧別町総合計画」を前提とした第8期計画における基本理念を継承するとともに、4つの基本目標を掲げ、基本理念の実現に向けて活動に取り組みます。

■ 第9期計画における基本理念 ■





(2) 第8期からの主な変更点

○地域リハビリテーション事業【追加】 P38

理学療法士等のリハビリテーション専門職等が自宅への訪問及び地域ケア会議等での技術的助言を行う地域リハビリテーション事業を行い、地域における介護予防の機能強化を図ります。

○介護サービス等利用者負担額助成事業【修正】 P56

第8期計画期間で助成内容の見直しを検討しておりましたが、見直しをせず継続実施とすることとしたので、見直し検討部分の記載部分を削除しております。

○ケアラー支援業務【追加】 P62

認知症高齢者の家族、ヤングケアラーなど家族介護者等が孤立することなく、健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望をもって暮らすことができるように、関係機関及び関係課と協働の上、支援を行います。また、制度等について情報発信を図り、ニーズに対応し適切に相談や支援に努めます。

○在宅医療・介護連携の推進【追加】 P70

在宅医療、介護連携の推進により、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、看取りや認知症の方への対応といったニーズに対し在宅医療、介護連携のための体制の充実、感染症発生時や災害時において継続的なサービス提供を維持するため、地域における医療・介護の連携の推進を図ります。

○介護給付費医などに要する費用の適正化【修正】 P70

国の改定された給付適正化に関する指針に基づき、記載内容を修正しております。また、各適正化の実施目標値を記載することとしました。

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【追加】 P70

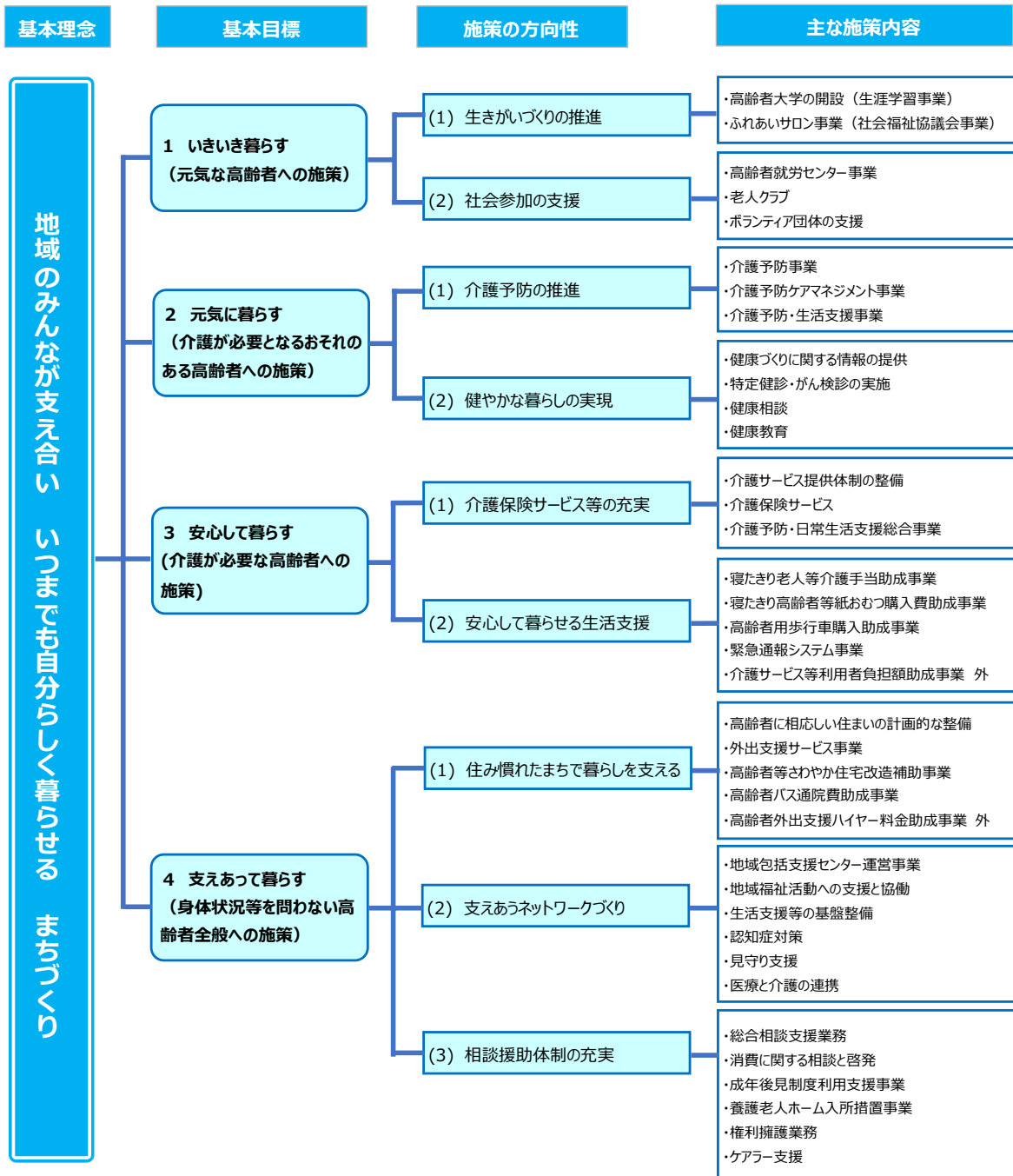
高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、介護・医療・健診情報等の活用を含め、医療・健診部局と連携した取り組みを図ります。

○支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進【追加】 P72

介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策の推進を図ります。また、必要な介護サービスの提供を確保するため、国や北海道と連携し、介護サービス従事者に対する相談体制の確立、介護サービス事業所や医療・介護関係団体等の連携・協力体制の構築、ボランティア活動の振興や普及啓発活動を通じた人材の確保及び資質の向上を図ります。

(3) 施策の体系

本計画における施策体系は以下の通りです。



(4) 第9期計画の基本目標の概要（重点）

計画の基本的な考え方、高齢者を取り巻く状況、高齢者のニーズを踏まえ、基本理念に沿って、次の内容を重点に第9期計画を実践します。

① 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図るため、自立支援・介護予防に関する普及啓発、地域ケア会議の多職種連携による取組みの推進、地域包括支援センターの強化、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進します。

② 日常生活を支援する体制の整備

多様な生活支援・介護予防サービスを整備していくため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成等を通じ、社会福祉法人等の生活支援・介護予防サービスを担う事業主体の支援、協働体制の充実・強化を図ります。

③ 生活支援体制整備の推進

地域における保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に推進するため、地域包括支援センターによる、地域で適切なケアマネジメントが行われる環境を整備するとともに、地域ケア会議の開催を通じて、地域包括支援ネットワークの構築を進めます。加えて全世代型社会保障の構築を進めるため、認知症高齢者の家族、家族介護者の負担軽減やニーズに対応し、適切にその役割を果たすため、地域包括支援センターにおける体制や環境整備を図ります。

④ 人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進

介護サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材の安定的な確保を図るため、職場環境の改善等の取組を通じた職員の負担軽減の推進ケアの充実等のサービスの質の向上へ繋げていくなどの生産性の向上に取り組んでいきます。加えて「介護離職ゼロ」の実現に向けた取組、外国人介護人材の確保や資格取得支援等の学習環境の整備に取り組んでいきます。

⑤ 認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指し、認知症の人やその家族の意見も踏まえながら、認知症サポーターの養成等を通じた認知症に関する理解促進や相談先の周知、認知症の人の意思決定、認知症の人本人からの発信支援、早期発見・早期対応が行えるよう認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム等の更なる質の向上や連携強化、適切な介護サービスを提供、介護者の負担軽減や生活と介護の両立を図れるよう認知症カフェなどの取組、地域における支援体制の整備等、連携した認知症施策を推進します。

5. 介護保険事業

(1) 保険給付費の見込み

精査中

① 介護（予防）給付費（見込み額）

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | 令和17年度 | 令和22年度 |
|----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 居宅サービス | 228,248千円 | 228,716千円 | 231,017千円 | 229,353千円 | 231,041千円 | 233,611千円 |
| 地域密着型サービス | 386,515千円 | 386,216千円 | 387,596千円 | 380,763千円 | 381,071千円 | 381,180千円 |
| 住宅改修 | 2,305千円 | 2,305千円 | 2,305千円 | 2,305千円 | 2,305千円 | 2,305千円 |
| 居宅介護支援 | 45,868千円 | 45,494千円 | 46,179千円 | 46,898千円 | 45,583千円 | 46,402千円 |
| 介護保険施設サービス | 297,379千円 | 297,755千円 | 297,755千円 | 297,755千円 | 297,755千円 | 297,755千円 |
| 介護給付費 計① | 960,315千円 | 960,486千円 | 964,852千円 | 957,074千円 | 957,755千円 | 961,253千円 |
| 介護予防サービス | 7,854千円 | 7,650千円 | 7,596千円 | 7,512千円 | 7,462千円 | 7,354千円 |
| 地域密着型介護予防サービス | 8,504千円 | 8,515千円 | 8,515千円 | 8,515千円 | 8,515千円 | 8,515千円 |
| 住宅改修 | 778千円 | 778千円 | 778千円 | 778千円 | 778千円 | 778千円 |
| 介護予防支援 | 3,577千円 | 3,582千円 | 3,582千円 | 3,360千円 | 3,360千円 | 3,195千円 |
| 予防給付費 計② | 20,713千円 | 20,525千円 | 20,471千円 | 20,165千円 | 20,115千円 | 19,842千円 |
| 総給付費 ①+② | 981,028千円 | 981,011千円 | 985,323千円 | 977,239千円 | 977,870千円 | 981,095千円 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後） | 54,762千円 | 54,832千円 | 54,832千円 | 55,238千円 | 54,732千円 | 54,648千円 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 | 54,000千円 | 54,000千円 | 54,000千円 | 55,238千円 | 54,732千円 | 54,648千円 |
| 特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額 | 762千円 | 832千円 | 832千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後） | 27,032千円 | 27,274千円 | 27,376千円 | 26,509千円 | 26,031千円 | 26,031千円 |
| 高額介護サービス費等給付額 | 26,600千円 | 26,800千円 | 26,900千円 | 26,509千円 | 26,031千円 | 26,031千円 |
| 高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額 | 432千円 | 474千円 | 476千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 4,000千円 | 4,000千円 | 4,000千円 | 3,594千円 | 3,605千円 | 3,541千円 |
| 算定対象審査支払手数料 | 692千円 | 698千円 | 701千円 | 698千円 | 700千円 | 688千円 |
| 標準給付費見込額 | 1,067,514千円 | 1,067,815千円 | 1,072,231千円 | 1,063,278千円 | 1,062,937千円 | 1,066,001千円 |

② 地域支援事業費（見込み額）

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | 令和17年度 | 令和22年度 |
|-------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | 27,967千円 | 27,738千円 | 27,510千円 | 24,656千円 | 22,904千円 | 20,827千円 |
| 基準型訪問介護 | 7,680千円 | 7,680千円 | 7,680千円 | 6,657千円 | 6,162千円 | 5,579千円 |
| 基準型通所介護 | 16,320千円 | 16,320千円 | 16,320千円 | 14,403千円 | 13,331千円 | 12,070千円 |
| 生きがい対応型デイサービス（緩和） | 1,035千円 | 806千円 | 578千円 | 917千円 | 849千円 | 769千円 |
| 介護予防ケアマネジメント | 600千円 | 600千円 | 600千円 | 566千円 | 542千円 | 509千円 |
| 一般介護予防事業、その他 | 2,332千円 | 2,332千円 | 2,332千円 | 2,113千円 | 2,021千円 | 1,900千円 |
| 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費 | 5,885千円 | 6,164千円 | 6,470千円 | 7,996千円 | 7,490千円 | 7,029千円 |
| 包括的支援事業（社会保障充実分） | 6,955千円 | 6,955千円 | 6,955千円 | 6,477千円 | 6,477千円 | 6,477千円 |
| 地域支援事業費 | 40,807千円 | 40,857千円 | 40,935千円 | 39,129千円 | 36,871千円 | 34,333千円 |

(2) 介護保険料の算出

今後3年間の介護保険財政を維持できるよう保険水準の設定を勘案し、湧別町保健医療福祉協議会高齢者・介護部会の意見を聴取して、保険料を設定します。

第9期計画の所得段階は、第8期から多段階化が進み9段階から13段階で設定することと予定されております。令和6年度から令和8年度の被保険者数は、第6章の推計人口等を基に推計しています。

なお、所得段階及び保険料基準額に対する割合は、国の審議会で審議中であるため、今後、正式に確定される予定であり、本町においては国で定める内容で決定する予定であります。

① 介護保険料段階別の被保険者数

精査中

| 所得段階 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | 令和17年度 | 令和22年度 |
|--|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 第1段階 (生活保護世帯、非課税世帯で80万円以下) | 463人 | 456人 | 452人 | 433人 | 406人 | 381人 |
| 第2段階 (非課税世帯で80万円超120万円以下) | 462人 | 455人 | 451人 | 432人 | 405人 | 380人 |
| 第3段階 (非課税世帯で120万円超) | 360人 | 355人 | 352人 | 337人 | 315人 | 296人 |
| 第4段階 (課税者あり、本人非課税で80万円以下) | 234人 | 231人 | 229人 | 219人 | 205人 | 193人 |
| 第5段階 (課税者あり、本人非課税で80万円超) | 395人 | 390人 | 386人 | 370人 | 346人 | 325人 |
| 第6段階 (本人課税者で120万円未満) | 477人 | 470人 | 465人 | 446人 | 418人 | 392人 |
| 第7段階 (本人課税者で120万円以上210万円未満) | 373人 | 367人 | 364人 | 348人 | 326人 | 306人 |
| 第8段階 (本人課税者で210万円以上320万円未満) | 170人 | 167人 | 166人 | 159人 | 149人 | 139人 |
| 第9段階 (本人課税者で320万円以上420万円未満) | 72人 | 71人 | 70人 | 67人 | 63人 | 59人 |
| 第10段階 (本人課税者で420万円以上520万円未満) | 32人 | 32人 | 32人 | 30人 | 28人 | 27人 |
| 第11段階 (本人課税者で520万円以上620万円未満) | 22人 | 22人 | 22人 | 21人 | 20人 | 19人 |
| 第12段階 (本人課税者で620万円以上720万円未満) | 15人 | 15人 | 14人 | 14人 | 13人 | 12人 |
| 第13段階 (本人課税者で720万円以上) | 64人 | 63人 | 62人 | 60人 | 56人 | 52人 |
| 合計 | 3,139人 | 3,094人 | 3,065人 | 2,936人 | 2,750人 | 2,581人 |

②基準額に対する介護保険料の段階設定等

精査中

| 保険料 所得段階 | 対 象 | | 第9期 | | 第8期 |
|--------------|------------------------|---|--------------------|----------------|------------------|
| | 世 帯 | 本人所得等 | 保険料基準額 に対する割合 | 年額保険料 | 年額保険料 (令和3年度) |
| 第1段階 | 住民税 非課税世帯 | 生活保護者、老齢福祉年金受給者 又は合計所得+課税年金収入が80万円以下 | 0.285 | 17,100円 | 18,000円 |
| 第2段階 | | 合計所得+課税年金収入が80万円超120万円以下 | 0.485 | 29,100円 | 30,000円 |
| 第3段階 | | 合計所得+課税年金収入が120万円超 | 0.685 | 41,100円 | 42,000円 |
| 第4段階 | 住民税 世帯員が課税 本人非課税 | 合計所得+課税年金収入が80万円以下 | 0.9 | 54,000円 | 54,000円 |
| 第5段階 | | 合計所得+課税年金収入が80万円超 | 1.0 基準額 | 60,000円 | 60,000円 |
| 第6段階 | 住民税 本人課税 | 合計所得が120万円未満 | 1.2 | 72,000円 | 72,000円 |
| 第7段階 | | 合計所得が120万円以上210万円未満 | 1.3 | 78,000円 | 78,000円 |
| 第8段階 | | 合計所得が210万円以上320万円未満 | 1.5 | 90,000円 | 90,000円 |
| 第9段階 | | 合計所得が320万円以上 420万円未満 | 1.7 | 102,000円 | 102,000円 |
| 第10段階 | | 合計所得が420万円以上520万円未満 | 1.9 | 114,000円 | - |
| 第11段階 | | 合計所得が520万円以上620万円未満 | 2.1 | 126,000円 | - |
| 第12段階 | | 合計所得が620万円以上720万円未満 | 2.3 | 138,000円 | - |
| 第13段階 | | 合計所得が720万円以上 | 2.4 | 144,000円 | - |

②介護保険料基準額（月額）の算定方法

介護保険料基準額（月額）の算定方法は、おおむね次のとおりです。

精査中

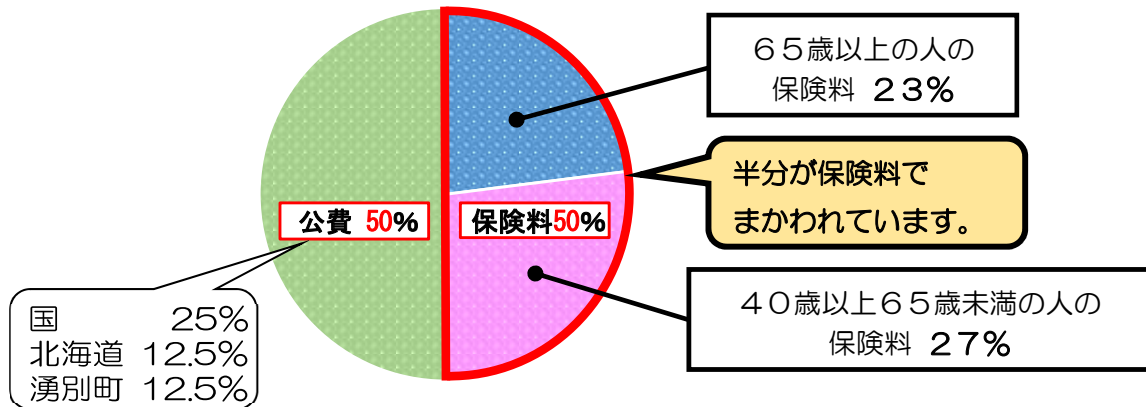
| | 第9期合計 (令和6~8年度) | 令和12年度 | 令和17年度 | 令和22年度 |
|---|--------------------|----------------|----------------|----------------|
| 標準給付費見込額 | 3,207,560千円 | 1,063,278千円 | 1,062,937千円 | 1,066,001千円 |
| 地域支援事業費見込額 | 122,599千円 | 39,129千円 | 36,871千円 | 34,333千円 |
| 合 計 | 3,330,159千円 | 1,102,407千円 | 1,099,808千円 | 1,100,335千円 |
| 第1号被保険者負担分相当額 (第9期：23%、R12：24%、R17:25%、R22:26%) | 765,937千円 | 264,578千円 | 274,952千円 | 286,087千円 |
| 調整交付金等影響額 (全国平均で交付率が5%となるよう所得構成や後期高齢者割合により国が交付割合を決定) | △95,175千円 | △23,250千円 | △30,375千円 | △50,508千円 |
| 基金取崩影響額 | 110,000千円 | - | - | - |
| 保険料収納必要額 | 560,761千円 | 241,327千円 | 244,577千円 | 235,579千円 |
| 予定保険料収納率 | 99.8% | 99.8% | 99.8% | 99.8% |
| 第1号被保険者数 (所得段階により異なる負担率に応じた相当人数です。) | 9,215人 | 2,910人 | 2,726人 | 2,557人 |
| 予定保険料見込額（年額） （端数調整あり） | 60,000円 | 82,800円 | 88,800円 | 91,200円 |
| 予定保険料見込額（月額） | 5,000円 | 6,900円 | 7,400円 | 7,600円 |
| 第8期（月額5,000円）との比較 | 0円 | +1,900円 | +2,400円 | +2,600円 |

【参考】介護保険料基準月額の推移

| | 第4期 平成22・23年度 | 第5期 平成24～26年度 | 第6期 平成27～29年度 | 第7期 平成30～令和2年度 | 第8期 令和3～令和5年度 |
|---------|------------------|------------------|------------------|-------------------|------------------|
| 基準額（月額） | 2,800円 | 3,400円 | 4,400円 | 5,000円 | 5,000円 |

☆介護保険料の仕組みについて

介護保険制度では、介護保険給付費及び地域支援事業費の50%は公費（税金）、50%を介護保険料でまかなう仕組みになっています。



65歳以上の方の保険料は、市町村ごとに計画期間（3年間）の給付費見込額に基づき、全体の23%の額が65歳以上の方の3年間の総負担額になります。

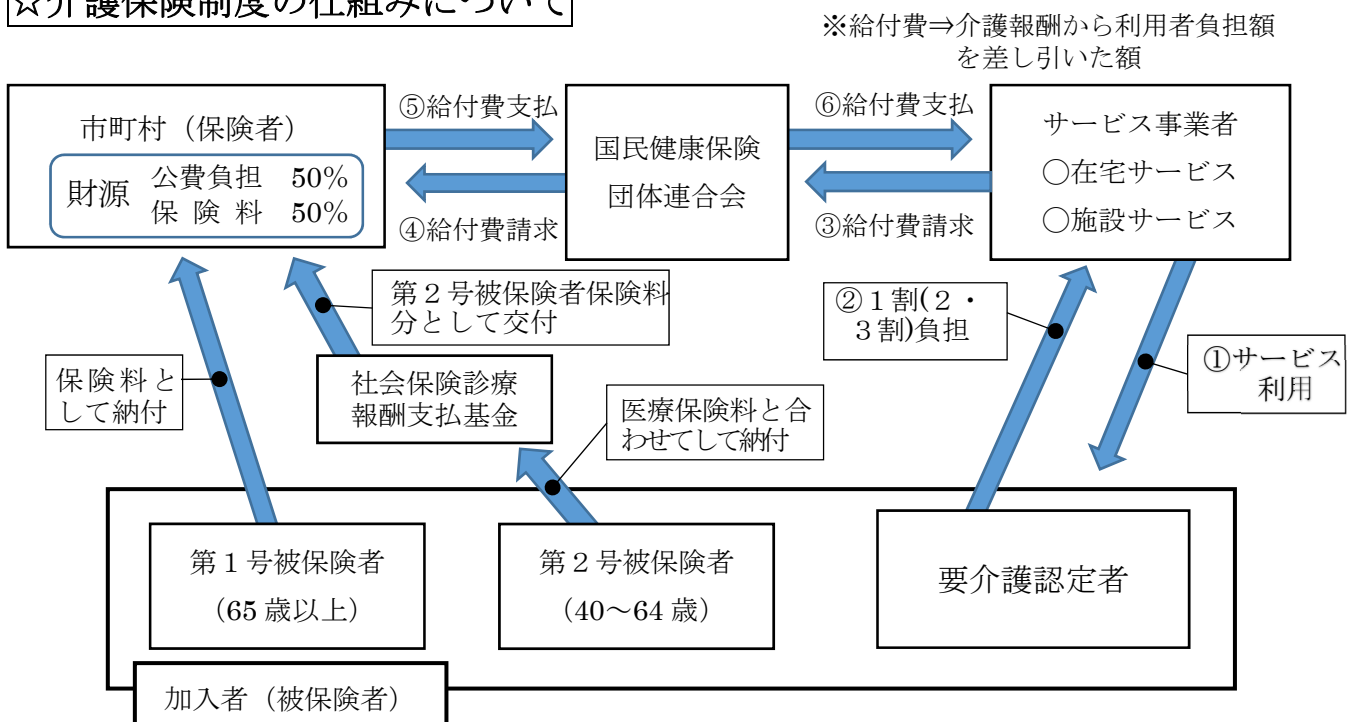
その総負担額を3年間の65歳以上の方総数で割った金額が「介護保険料の基準額（年額）」となります。

湧別町では、その年額を12月で割った額（100円未満切捨）を「基準月額」とし、そこから年額を算出しております。

※負担割合の推移

| | H12～H14 第1期 | H15～H17 第2期 | H18～H20 第3期 | H21～H23 第4期 | H24～H26 第5期 | H27～H29 第6期 | H30～R2 第7期 | R3～R5 第8期 | R6～R8 第9期 |
|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|--------------|--------------|
| 65歳以上 | 17% | 18% | 19% | 20% | 21% | 22% | 23% | 23% | 23% |
| 40～64歳 | 33% | 32% | 31% | 30% | 29% | 28% | 27% | 27% | 27% |

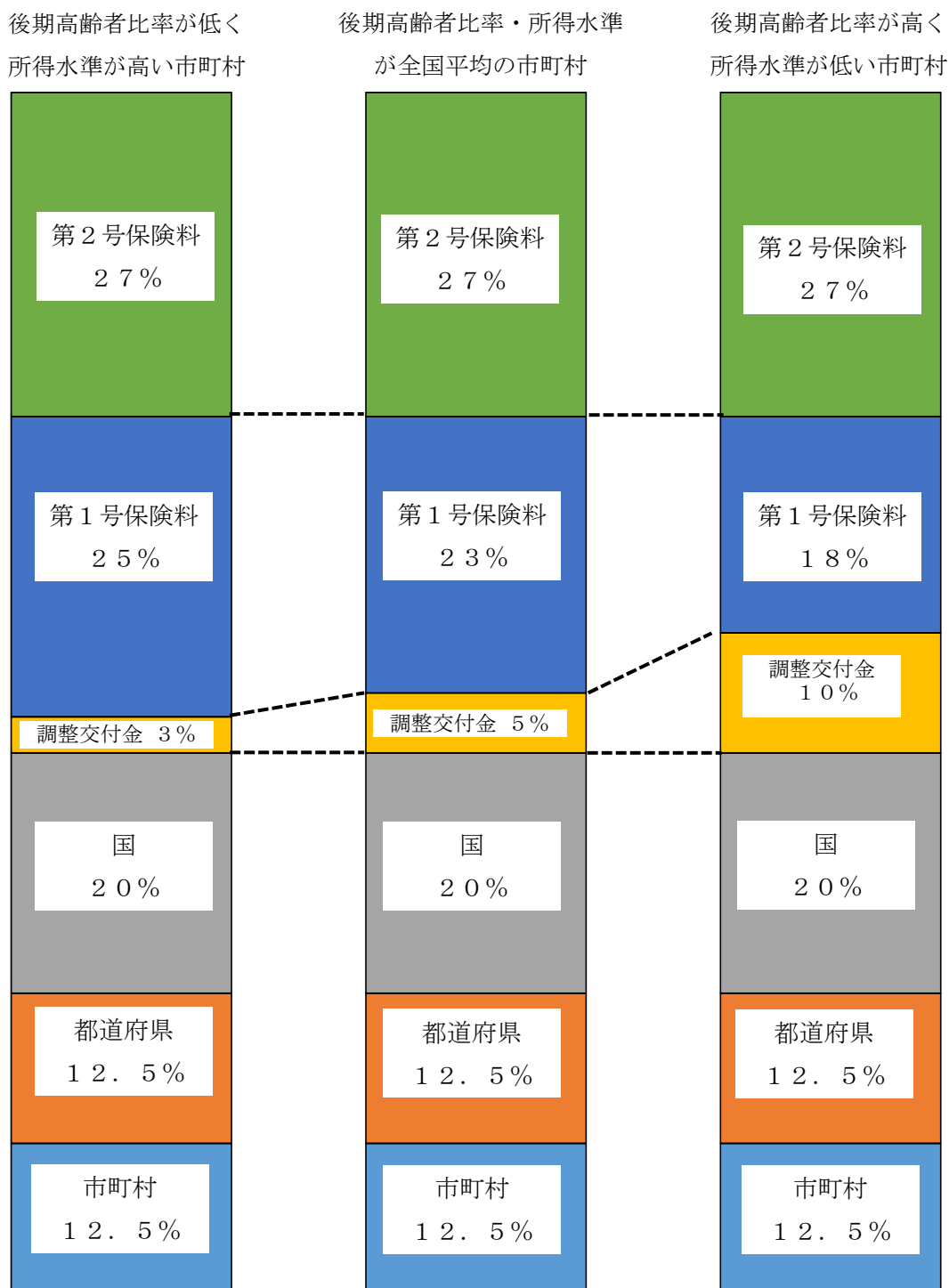
☆介護保険制度の仕組みについて



調整交付金について

調整交付金は、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、国の負担分25%のうち、5%分については、第1号被保険者のうち75歳以上である者の割合（後期高齢者加入割合）と所得段階別被保険者割合の全国平均との格差調整のために交付されています。

〈調整交付金の概念図〉



令和3年度～令和5年度

基準額 5,000円(月額)/60,000円(年額)

| 所得段階 | 対象となる方 | 保険料の調整率 | 保険料(年額) |
|------|---|-------------------------------------|------------------|
| 第1段階 | ●生活保護受給者の方 ●高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.30 | 18,000円 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 | 基準額×0.50 30,000円 |
| 第3段階 | | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方 | 基準額×0.70 42,000円 |
| 第4段階 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.9 54,000円 |
| 第5段階 | | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方 | 基準額×1.0 60,000円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で | 前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額×1.2 72,000円 |
| 第7段階 | | 前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額×1.3 78,000円 |
| 第8段階 | | 前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額×1.5 90,000円 |
| 第9段階 | | 前年の合計所得金額が320万円以上の方 | 基準額×1.7 102,000円 |

【参考：低所得者軽減関係】(国1/2・道1/4・町1/4)

| 年度 | 段階 | 軽減乗率 | 軽減率 |
|-------|------|---------------|-------|
| R3~R5 | 第1段階 | 0.50 ⇒ 0.3 | 0.2 |
| | 第2段階 | 0.75 ⇒ 0.5 | 0.25 |
| | 第3段階 | 0.75 ⇒ 0.7 | 0.05 |
| R3~R5 | 第1段階 | 0.455 ⇒ 0.285 | 0.17 |
| | 第2段階 | 0.685 ⇒ 0.485 | 0.2 |
| | 第3段階 | 0.69 ⇒ 0.685 | 0.005 |

令和6年度～令和8年度

基準額 5,600円(月額)/67,200円(年額)

| 所得段階 | 対象となる方 | 保険料の調整率 | 保険料(年額) |
|-------|---|-------------------------------------|-------------------|
| 第1段階 | ●生活保護受給者の方 ●高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.285 | 19,100円 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 | 基準額×0.485 32,500円 |
| 第3段階 | | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方 | 基準額×0.685 46,000円 |
| 第4段階 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.9 60,400円 |
| 第5段階 | | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方 | 基準額×1.0 67,200円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で | 前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額×1.2 80,600円 |
| 第7段階 | | 前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額×1.3 87,300円 |
| 第8段階 | | 前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額×1.5 100,800円 |
| 第9段階 | | 前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 | 基準額×1.7 114,200円 |
| 第10段階 | | 前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 | 基準額×1.9 127,600円 |
| 第11段階 | | 前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 | 基準額×2.1 141,100円 |
| 第12段階 | | 前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 | 基準額×2.3 154,500円 |
| 第13段階 | 前年の合計所得金額が720万円以上の方 | 基準額×2.4 161,200円 | |



令和3年度～令和5年度

基準額 5,000円(月額)/60,000円(年額)

| 所得段階 | 対象となる方 | 保険料の調整率 | 保険料(年額) |
|------|---|-------------------------------------|------------------|
| 第1段階 | ●生活保護受給者の方 ●高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.30 | 18,000円 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 | 基準額×0.50 30,000円 |
| 第3段階 | | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方 | 基準額×0.70 42,000円 |
| 第4段階 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.9 54,000円 |
| 第5段階 | | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方 | 基準額×1.0 60,000円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で | 前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額×1.2 72,000円 |
| 第7段階 | | 前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額×1.3 78,000円 |
| 第8段階 | | 前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額×1.5 90,000円 |
| 第9段階 | | 前年の合計所得金額が320万円以上の方 | 基準額×1.7 102,000円 |

【参考：低所得者軽減関係】(国1/2・道1/4・町1/4)

| 年度 | 段階 | 軽減乗率 | 軽減率 |
|-------|------|---------------|-------|
| R3~R5 | 第1段階 | 0.50 ⇒ 0.3 | 0.2 |
| | 第2段階 | 0.75 ⇒ 0.5 | 0.25 |
| | 第3段階 | 0.75 ⇒ 0.7 | 0.05 |
| R3~R5 | 第1段階 | 0.455 ⇒ 0.285 | 0.17 |
| | 第2段階 | 0.685 ⇒ 0.485 | 0.2 |
| | 第3段階 | 0.69 ⇒ 0.685 | 0.005 |

令和6年度～令和8年度

基準額 5,500円(月額)/66,000円(年額)

| 所得段階 | 対象となる方 | 保険料の調整率 | 保険料(年額) |
|-------|---|-------------------------------------|-------------------|
| 第1段階 | ●生活保護受給者の方 ●高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.285 | 18,800円 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 | 基準額×0.485 32,000円 |
| 第3段階 | | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方 | 基準額×0.685 45,200円 |
| 第4段階 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.9 59,400円 |
| 第5段階 | | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方 | 基準額×1.0 66,000円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で | 前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額×1.2 79,200円 |
| 第7段階 | | 前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額×1.3 85,800円 |
| 第8段階 | | 前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額×1.5 99,000円 |
| 第9段階 | | 前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 | 基準額×1.7 112,200円 |
| 第10段階 | | 前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 | 基準額×1.9 125,400円 |
| 第11段階 | | 前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 | 基準額×2.1 138,600円 |
| 第12段階 | | 前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 | 基準額×2.3 151,800円 |
| 第13段階 | 前年の合計所得金額が720万円以上の方 | 基準額×2.4 158,400円 | |



令和3年度～令和5年度

基準額 5,000円(月額)/60,000円(年額)

| 所得段階 | 対象となる方 | 保険料の調整率 | 保険料(年額) |
|------|---|----------|----------|
| 第1段階 | ●生活保護受給者の方 ●高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.30 | 18,000円 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 | 基準額×0.50 | 30,000円 |
| 第3段階 | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方 | 基準額×0.70 | 42,000円 |
| 第4段階 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.9 | 54,000円 |
| 第5段階 | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方 | 基準額×1.0 | 60,000円 |
| 第6段階 | 前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額×1.2 | 72,000円 |
| 第7段階 | 前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額×1.3 | 78,000円 |
| 第8段階 | 前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額×1.5 | 90,000円 |
| 第9段階 | 前年の合計所得金額が320万円以上の方 | 基準額×1.7 | 102,000円 |

【参考：低所得者軽減関係】(国1/2・道1/4・町1/4)

| 年度 | 段階 | 軽減乗率 | 軽減率 |
|-------|------|---------------|-------|
| R3~R5 | 第1段階 | 0.50 ⇒ 0.3 | 0.2 |
| | 第2段階 | 0.75 ⇒ 0.5 | 0.25 |
| | 第3段階 | 0.75 ⇒ 0.7 | 0.05 |
| R3~R5 | 第1段階 | 0.455 ⇒ 0.285 | 0.17 |
| | 第2段階 | 0.685 ⇒ 0.485 | 0.2 |
| | 第3段階 | 0.69 ⇒ 0.685 | 0.005 |

令和6年度～令和8年度

基準額 5,400円(月額)/64,800円(年額)

| 所得段階 | 対象となる方 | 保険料の調整率 | 保険料(年額) |
|-------|---|-----------|----------|
| 第1段階 | ●生活保護受給者の方 ●高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.285 | 18,400円 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 | 基準額×0.485 | 31,400円 |
| 第3段階 | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方 | 基準額×0.685 | 44,300円 |
| 第4段階 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.9 | 58,300円 |
| 第5段階 | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方 | 基準額×1.0 | 64,800円 |
| 第6段階 | 前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額×1.2 | 77,700円 |
| 第7段階 | 前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額×1.3 | 84,200円 |
| 第8段階 | 前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額×1.5 | 97,200円 |
| 第9段階 | 前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 | 基準額×1.7 | 110,100円 |
| 第10段階 | 本人が住民税課税で 前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 | 基準額×1.9 | 123,100円 |
| 第11段階 | 前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 | 基準額×2.1 | 136,000円 |
| 第12段階 | 前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 | 基準額×2.3 | 149,000円 |
| 第13段階 | 前年の合計所得金額が720万円以上の方 | 基準額×2.4 | 155,500円 |



令和3年度～令和5年度

基準額 5,000円(月額)/60,000円(年額)

| 所得段階 | 対象となる方 | 保険料の調整率 | 保険料(年額) |
|------|---|-------------------------------------|------------------|
| 第1段階 | ●生活保護受給者の方 ●高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.30 | 18,000円 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 | 基準額×0.50 30,000円 |
| 第3段階 | | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方 | 基準額×0.70 42,000円 |
| 第4段階 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.9 54,000円 |
| 第5段階 | | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方 | 基準額×1.0 60,000円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で | 前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額×1.2 72,000円 |
| 第7段階 | | 前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額×1.3 78,000円 |
| 第8段階 | | 前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額×1.5 90,000円 |
| 第9段階 | | 前年の合計所得金額が320万円以上の方 | 基準額×1.7 102,000円 |

【参考：低所得者軽減関係】(国1/2・道1/4・町1/4)

| 年度 | 段階 | 軽減乗率 | 軽減率 |
|-------|------|---------------|-------|
| R3~R5 | 第1段階 | 0.50 ⇒ 0.3 | 0.2 |
| | 第2段階 | 0.75 ⇒ 0.5 | 0.25 |
| | 第3段階 | 0.75 ⇒ 0.7 | 0.05 |
| R3~R5 | 第1段階 | 0.455 ⇒ 0.285 | 0.17 |
| | 第2段階 | 0.685 ⇒ 0.485 | 0.2 |
| | 第3段階 | 0.69 ⇒ 0.685 | 0.005 |

令和6年度～令和8年度

基準額 5,300円(月額)/63,600円(年額)

| 所得段階 | 対象となる方 | 保険料の調整率 | 保険料(年額) |
|-------|---|-------------------------------------|-------------------|
| 第1段階 | ●生活保護受給者の方 ●高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.285 | 18,100円 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 | 基準額×0.485 30,800円 |
| 第3段階 | | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方 | 基準額×0.685 43,500円 |
| 第4段階 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.9 57,200円 |
| 第5段階 | | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方 | 基準額×1.0 63,600円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で | 前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額×1.2 76,300円 |
| 第7段階 | | 前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額×1.3 82,600円 |
| 第8段階 | | 前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額×1.5 95,400円 |
| 第9段階 | | 前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 | 基準額×1.7 108,100円 |
| 第10段階 | | 前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 | 基準額×1.9 120,800円 |
| 第11段階 | | 前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 | 基準額×2.1 133,500円 |
| 第12段階 | | 前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 | 基準額×2.3 146,200円 |
| 第13段階 | 前年の合計所得金額が720万円以上の方 | 基準額×2.4 152,600円 | |



令和3年度～令和5年度

基準額 5,000円(月額)/60,000円(年額)

| 所得段階 | 対象となる方 | 保険料の調整率 | 保険料(年額) |
|------|---|-------------------------------------|------------------|
| 第1段階 | ●生活保護受給者の方 ●高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.30 | 18,000円 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 | 基準額×0.50 30,000円 |
| 第3段階 | | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方 | 基準額×0.70 42,000円 |
| 第4段階 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.9 54,000円 |
| 第5段階 | | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方 | 基準額×1.0 60,000円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で | 前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額×1.2 72,000円 |
| 第7段階 | | 前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額×1.3 78,000円 |
| 第8段階 | | 前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額×1.5 90,000円 |
| 第9段階 | | 前年の合計所得金額が320万円以上の方 | 基準額×1.7 102,000円 |

【参考：低所得者軽減関係】(国1/2・道1/4・町1/4)

| 年度 | 段階 | 軽減乗率 | 軽減率 |
|-------|------|---------------|-------|
| R3~R5 | 第1段階 | 0.50 ⇒ 0.3 | 0.2 |
| | 第2段階 | 0.75 ⇒ 0.5 | 0.25 |
| | 第3段階 | 0.75 ⇒ 0.7 | 0.05 |
| R3~R5 | 第1段階 | 0.455 ⇒ 0.285 | 0.17 |
| | 第2段階 | 0.685 ⇒ 0.485 | 0.2 |
| | 第3段階 | 0.69 ⇒ 0.685 | 0.005 |

令和6年度～令和8年度

基準額 5,200円(月額)/62,400円(年額)

| 所得段階 | 対象となる方 | 保険料の調整率 | 保険料(年額) |
|-------|---|-------------------------------------|-------------------|
| 第1段階 | ●生活保護受給者の方 ●高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.285 | 17,700円 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 | 基準額×0.485 30,200円 |
| 第3段階 | | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方 | 基準額×0.685 42,700円 |
| 第4段階 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.9 56,100円 |
| 第5段階 | | 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方 | 基準額×1.0 62,400円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で | 前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額×1.2 74,800円 |
| 第7段階 | | 前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額×1.3 81,100円 |
| 第8段階 | | 前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額×1.5 93,600円 |
| 第9段階 | | 前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 | 基準額×1.7 106,000円 |
| 第10段階 | | 前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 | 基準額×1.9 118,500円 |
| 第11段階 | | 前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 | 基準額×2.1 131,000円 |
| 第12段階 | | 前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 | 基準額×2.3 143,500円 |
| 第13段階 | 前年の合計所得金額が720万円以上の方 | 基準額×2.4 149,700円 | |



【参考資料1】

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価結果

| 保険者名 | 第8期介護保険事業計画に記載の内容 | | | | R4年度(年度末実績) | | |
|------|-------------------|--|----------------------------|--|--|------|---|
| | 区分 | 現状と課題 | 第8期における具体的な取組 | 目標 (事業内容、指標等) | 実施内容 | 自己評価 | 課題と対応策 |
| 湧別町 | ①自立支援・介護予防・重度化防止 | 総人口が減少していく一方で、高齢化はさらに進展し、介護を支える人材不足が懸念される中、高齢者のライフスタイルや生活意識は多様化し、福祉ニーズ等もさらに複雑化していくことが予想される。高齢期を迎えても、それぞれが豊富な経験や知識、特技等を地域社会に活かすことができる環境づくりとともに、互いに助け合い支え合う、参加と協働の地域づくりを推進していく必要がある。 | ・自立支援・介護予防に関する普及啓発 | 老人クラブ健康教室の実施 開催回数 23団体 年間 計69回(各3回) | 老人クラブ健康教室 22団体 計49回開催 ※1団体が休止 | ○ | ・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、計画回数どおり開催へ向け工夫・検討を行う。 ・アウトカム指標、評価の仕組みについて検討が必要。 |
| | | | | 介護予防普及啓発事業の実施 運動教室・予防講座 開催回数 計48回(2会場月2回) 参加者延人数 1,400人 | 一般介護予防事業「大筋クラブ」 実施回数 48回(2会場月2回) 参加延人数 950人 | ◎ | ・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、参加者数の増加へ向け工夫・検討を行う。 ・参加者がほぼ女性のため、男性が参加しやすい環境、プログラム内容を検討する。 ・新規参加者を募るため、介護予防の必要性や効果、または活動の様子等を様々な媒体で広報する。 ・アウトカム指標・評価に基づく事業内容の検討や改善が必要。 |
| | | | ・地域ケア会議の多職種連携による取組みの推進 | 地域ケア会議の推進 開催回数 年12回(個別検討会議2回) | 地域ケア会議 開催回数 11回(個別検討会議1回) ※コロナウイルス感染症の影響により中止あり | ○ | ・医師、薬剤師、PT、OT等の専門職を交えた多職種協働による自立支援に資する会議の開催を検討する。 ・個別検討会議の内容充実及び政策形成への展開が必要。 |
| | | | ・ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加 | ふれあいサロン事業の開催(社会福祉協議会主催) 開催回数 6団体 計72回(月1回) | ふれあいサロンの開催 開催回数 6団体 計72回 ※コロナウイルス感染症の影響による中止あり | ○ | ・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、計画回数どおりの開催及び参加者数の増加へ向け工夫・検討を行う。 ・ボランティア活動や就労的活動への発展など、生活支援コーディネーターとの協働による団体の育成・支援を図ることが必要。 |
| 湧別町 | ②給付適正化 | 介護保険への信頼を高め、持続可能な制度とするため、介護を必要とする方を適正に認定し、過不足のない真に必要なサービスを提供するよう、介護給付の適正化を図っていくことが重要である。 | 介護給付費等に要する費用の適正化 | 適正化事業のうち主要5事業を実施 ・要介護認定の適正化(通年) ・ケアプラン点検(年6回) ・住宅改修等の点検(通年) ・医療情報との突合・縦覧点検(年6回) ・介護給付費通知(年2回) | ・要介護認定の適正化:通年実施 ・ケアプラン点検:1回実施 ・住宅改修等の点検:通年実施 ・医療情報との突合・縦覧点検:1回実施 ・介護給付費通知:2回実施 | ○ | ・ケアプラン点検について、職員の専門的知識や経験・技術を習得しなければ、適切な支援が困難である。 ・担当職員不足(他業務の兼務拡大等)のため、限られた時間内での実施となり十分に目標達成でない状況である。 ・ケアプラン点検、医療情報との突合、縦覧点検の実施頻度を上げるため、適正化業務の効率化や分業化、その他業務の省力化を図る。 ・費用対効果を見極めながら、外部委託を検討する。 |

【参考資料2】

| 活用データ名・指標名 | 指標ID | 単位 | 備考 | データの値 | | | | | | | | | | | |
|--------------------|----------|----------|--------------------------|----------|----------|----------|-----------|----------|----------|----------|----------|------|------|------|------|
| | | | | 自地域 | | | 都道府県平均・合計 | | | 全国平均・合計 | | | 比較地域 | | |
| | | | | 北海道 | 道庁別 | 道庁別 | 北海道 | 道庁別 | 道庁別 | 北海道 | 道庁別 | 道庁別 | 北海道 | 道庁別 | 道庁別 |
| 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | | | | |
| 認定率 | B4-a | % | 見える化・時系列(各年度年報) | 19.5 | 19.7 | 20.2 | 20.5 | 20.6 | 20.8 | 18.9 | 19.0 | 19.3 | 20.9 | 20.8 | 21.0 |
| 調整済み認定率 | B5-a | % | 見える化・時系列(比較地域と比較)(各年度年報) | 14.3 | 14.3 | - | 18.0 | 17.7 | - | 16.6 | 16.3 | - | 18.0 | 17.6 | - |
| 調整済み認定率(要介護3~5) | B6-a | % | 見える化・時系列(比較地域と比較)(各年度年報) | 5.6 | 5.5 | - | 5.0 | 4.8 | - | 5.6 | 5.5 | - | 5.1 | 5.1 | - |
| 調整済み認定率(要支援1~要介護2) | B6-b | % | 見える化・時系列(比較地域と比較)(各年度年報) | 8.7 | 8.8 | - | 13.0 | 12.8 | - | 11.0 | 10.8 | - | 12.9 | 12.5 | - |

| | | | |
|---|---|--|--|
| <p>全国平均等との比較</p> <p>認定率は全国平均より4%程度高い状況、全道や比較地域よりは若干引く水準。ただし、調整済み認定率になる、全国・全道・比較地域より大幅に低い水準となっている。重度認定率は全国平均と同水準で、全道、比較地域より若干高い水準となっている。しかし、軽度認定率は全国・全道・比較地域より大幅に低い水準となっている。</p> | <p>全国平均等との乖離について理由・問題点等の考察(仮説の設定)</p> <p>軽度認定率が低いのは、一般介護予防事業の普及・継続の成果と考えられる。一方で、認定者の重度化率が全道平均や比較地域より高い状況となっている。</p> | <p>設定した仮説の確認・検証方法</p> <p>生きがいデイサービス登録者数 R2 116人、R3 108人、R4 108人</p> <p>運動教室 延べ参加者数 R2 904人、R3 878人、R4 950人</p> | <p>問題を解決するための対応策(理想像でも可)</p> <p>現在の予防事業の更なる普及・継続を図りながら、総合事業や住民主体による通いの場の充実を図り、健康や医療部門との連携を強化しながら、重度化の抑制を図っていく。</p> |
|---|---|--|--|

自由記述

| 活用データ名・指標名 | 指標ID | 単位 | 備考 | データの値 | | | | | | | | | | | |
|--------------|------|----|--|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | | | 2021 | 2022 | 2023 | 2021 | 2022 | 2023 | 2021 | 2022 | 2023 | | | |
| 受給率(施設サービス) | D2 | % | 見える化・時系列(各年度年報,R3はR4/2サービス提供月まで,R4はR5/2サービス提供月まで,R5はR5/6サービス提供月まで) | 4.7 | 4.6 | 4.7 | 2.7 | 2.7 | 2.7 | 2.8 | 2.8 | 2.8 | 2.6 | 2.5 | 2.5 |
| 受給率(居住系サービス) | D3 | % | 見える化・時系列(各年度年報,R3はR4/2サービス提供月まで,R4はR5/2サービス提供月まで,R5はR5/6サービス提供月まで) | 0.7 | 0.8 | 0.8 | 1.7 | 1.7 | 1.7 | 1.3 | 1.3 | 1.4 | 1.7 | 1.8 | 1.8 |
| 受給率(在宅サービス) | D4 | % | 見える化・時系列(各年度年報,R3はR4/2サービス提供月まで,R4はR5/2サービス提供月まで,R5はR5/6サービス提供月まで) | 8.8 | 9.3 | 9.4 | 9.5 | 9.7 | 9.8 | 10.2 | 10.4 | 10.5 | 11.0 | 11.4 | 11.5 |

| | | | |
|---|--|--|---|
| <p>全国平均等との比較</p> <p>・施設サービスは全国・全道・比較地域に対し、約1.6~1.7倍の水準となっている。 ・居住系サービスは全国・全道・比較地域の5~6割程度の水準となっている。 ・在宅サービスは全国平均の9割、全道平均より若干低く、比較地域の8割程度の水準となっている。</p> | <p>全国平均等との乖離について理由・問題点等の考察(仮説の設定)</p> <p>施設サービスは、2町合併に伴い特養と地域密着型特養が各2カ所あることに加え、芭露市街地区に開設した小規模多機能型居宅介護施設に特養も併設されたため、人口規模に対する施設床数はかなり多く、比較的特養へ入所しやすい環境がある。</p> | <p>設定した仮説の確認・検証方法</p> <p>施設系 広域型特養 80床、地密型特養 60床 計 140床</p> <p>居住系 グループホーム 18名、有料老人 55名、ケアハウス 30名 計 103名</p> | <p>問題を解決するための対応策(理想像でも可)</p> <p>高齢者人口の減少に伴う今後の受給者数の推移に注視し、社会福祉法人等による介護サービス基盤の再構築を検討が必要。</p> |
|---|--|--|---|

自由記述

| 活用データ名・指標名 | 指標ID | 単位 | 備考 | データの値 | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|----------|----------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | 自地域 | | | 都道府県平均・合計 | | | 全国平均・合計 | | | 比較地域 | | |
| | | | | 北海道 | 道庁別 | 道庁別 | 北海道 | 道庁別 | 道庁別 | 北海道 | 道庁別 | 道庁別 | 北海道 | 道庁別 | 道庁別 |
| 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2021(R3) | 2023(R5) | 2021(R3) | 2022(R4) | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | | | | |
| 受給者1人あたり給付月額(在宅および居住系サービス) | D15-a | 円 | 見える化・時系列(各年度年報,R3はR4/2サービス提供月まで,R4はR5/2サービス提供月まで,R5はR5/6サービス提供月まで) | 119,850.3 | 117,735.0 | 119,255.7 | 121,377.4 | 121,447.4 | 124,489.8 | 130,298.4 | 130,070.7 | 133,623.8 | 125,556.8 | 123,979.2 | 126,683.6 |
| 受給者1人あたり給付月額(在宅サービス) | D15-b | 円 | 見える化・時系列(各年度年報,R3はR4/2サービス提供月まで,R4はR5/2サービス提供月まで,R5はR5/6サービス提供月まで) | 111,008.1 | 109,067.7 | 110,935.5 | 104,377.7 | 104,403.7 | 107,409.4 | 119,151.4 | 118,717.5 | 122,272.3 | 110,024.7 | 108,311.5 | 111,642.8 |
| 受給者1人あたり給付月額(訪問介護) | D17-a | 円 | 見える化・時系列(各年度年報,R3はR4/2サービス提供月まで,R4はR5/2サービス提供月まで,R5はR5/6サービス提供月まで) | 85,250.7 | 91,557.6 | 98,722.0 | 74,078.7 | 75,723.7 | 78,017.4 | 75,247.6 | 76,919.5 | 79,747.0 | 69,562.6 | 70,294.5 | 71,394.5 |
| 受給者1人あたり給付月額(訪問入浴介護) | D17-b | 円 | 見える化・時系列(各年度年報,R3はR4/2サービス提供月まで,R4はR5/2サービス提供月まで,R5はR5/6サービス提供月まで) | - | - | - | 54,136.0 | 52,955.9 | 55,025.2 | 62,640.3 | 61,809.7 | 63,246.3 | 49,147.8 | 48,535.7 | 48,711.9 |
| 受給者1人あたり給付月額(訪問看護) | D17-c | 円 | 見える化・時系列(各年度年報,R3はR4/2サービス提供月まで,R4はR5/2サービス提供月まで,R5はR5/6サービス提供月まで) | 25,757.8 | 34,293.8 | 29,727.6 | 36,039.2 | 36,028.2 | 36,594.1 | 41,445.4 | 41,294.5 | 42,195.7 | 33,295.9 | 32,453.3 | 33,200.6 |
| 受給者1人あたり給付月額(訪問リハビリテーション) | D17-d | 円 | 見える化・時系列(各年度年報,R3はR4/2サービス提供月まで,R4はR5/2サービス提供月まで,R5はR5/6サービス提供月まで) | 21,407.7 | 23,145.0 | - | 30,098.2 | 29,494.2 | 31,175.4 | 34,160.1 | 33,673.6 | 35,121.6 | 31,470.1 | 30,479.2 | 33,626.6 |
| 受給者1人あたり給付月額(居宅療養管理指導) | D17-e | 円 | 見える化・時系列(各年度年報,R3はR4/2サービス提供月まで,R4はR5/2サービス提供月まで,R5はR5/6サービス提供月まで) | 11,120.1 | 11,102.1 | 12,379.3 | 10,211.8 | 10,648.9 | 11,108.8 | 12,220.3 | 12,382.2 | 12,769.3 | 9,484.0 | 9,979.6 | 9,777.3 |
| 受給者1人あたり給付月額(通所介護) | D17-f | 円 | 見える化・時系列(各年度年報,R3はR4/2サービス提供月まで,R4はR5/2サービス提供月まで,R5はR5/6サービス提供月まで) | 42,983.4 | 40,792.8 | 41,801.7 | 58,106.5 | 56,625.6 | 59,061.5 | 84,960.5 | 83,257.3 | 86,043.0 | 57,562.3 | 56,123.2 | 60,321.4 |
| 受給者1人あたり給付月額(通所リハビリテーション) | D17-g | 円 | 見える化・時系列(各年度年報,R3はR4/2サービス提供月まで,R4はR5/2サービス提供月まで,R5はR5/6サービス提供月まで) | 70,625.4 | 47,578.3 | 46,175.5 | 51,787.3 | 50,564.2 | 52,725.4 | 59,650.1 | 58,136.3 | 60,197.2 | 49,403.8 | 45,900.3 | 46,472.0 |
| 受給者1人あたり給付月額(短期入所生活介護) | D17-h | 円 | 見える化・時系列(各年度年報,R3はR4/2サービス提供月まで,R4はR5/2サービス提供月まで,R5はR5/6サービス提供月まで) | 130,456.7 | 117,364.3 | 116,566.3 | 102,057.3 | 99,779.2 | 97,038.3 | 109,768.7 | 108,557.1 | 107,150.0 | 96,544.9 | 101,867.7 | 101,795.7 |
| 受給者1人あたり給付月額(短期入所療養介護) | D17-i | 円 | 見える化・時系列(各年度年報,R3はR4/2サービス提供月まで,R4はR5/2サービス提供月まで,R5はR5/6サービス提供月まで) | - | - | 43,311.0 | 90,898.7 | 86,680.8 | 85,880.3 | 92,181.3 | 91,340.5 | 91,364.8 | 81,095.6 | 94,068.8 | 93,585.9 |
| 受給者1人あたり給付月額(福祉用具貸与) | D17-j | 円 | 見える化・時系列(各年度年報,R3はR4/2サービス提供月まで,R4はR5/2サービス提供月まで,R5はR5/6サービス提供月まで) | 9,417.2 | 9,325.8 | 9,412.5 | 10,157.7 | 10,312.2 | 10,424.0 | 11,778.4 | 11,965.8 | 12,080.4 | 10,618.6 | 10,782.2 | 10,942.2 |
| 受給者1人あたり給付月額(特定施設入居者生活介護) | D17-k | 円 | 見える化・時系列(各年度年報,R3はR4/2サービス提供月まで,R4はR5/2サービス提供月まで,R5はR5/6サービス提供月まで) | 128,380.1 | 130,400.1 | 118,840.8 | 165,804.1 | 168,185.1 | 172,030.9 | 181,730.7 | 184,041.4 | 187,374.5 | 146,492.2 | 153,815.8 | 158,162.4 |
| 受給者1人あたり給付月額(介護予防支援・居宅介護支援) | D17-l | 円 | 見える化・時系列(各年度年報,R3はR4/2サービス提供月まで,R4はR5/2サービス提供月まで,R5はR5/6サービス提供月まで) | 14,652.6 | 14,584.9 | 14,491.6 | 12,522.4 | 12,583.2 | 12,595.3 | 13,051.1 | 13,138.4 | 13,192.6 | 13,105.8 | 13,310.3 | 13,289.2 |
| 受給者1人あたり給付月額(定期巡回・随時対応型訪問介護看護) | D17-m | 円 | 見える化・時系列(各年度年報,R3はR4/2サービス提供月まで,R4はR5/2サービス提供月まで,R5はR5/6サービス提供月まで) | - | 142,423.2 | 126,166.5 | 143,460.0 | 144,898.0 | 146,270.3 | 161,593.0 | 166,007.6 | 168,601.3 | 115,878.8 | 126,273.2 | 126,766.2 |
| 受給者1人あたり給付月額(夜間対応型訪問介護) | D17-n | 円 | 見える化・時系列(各年度年報,R3はR4/2サービス提供月まで,R4はR5/2サービス提供月まで,R5はR5/6サービス提供月まで) | - | - | - | 26,407.8 | 24,283.3 | 22,395.9 | 37,505.3 | 38,815.2 | 39,154.0 | 25,762.4 | 23,009.5 | - |

| 活用データ名・指標名 | 指標ID | 単位 | 備考 | データの値 | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|-------|----|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | 自地域 | | | 都道府県平均・合計 | | | 全国平均・合計 | | | 比較地域 | | |
| | | | | 北海道 | 湧別町 | | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) |
| 受給者1人あたり給付月額(認知症対応型通所介護) | D17-o | 円 | 見える化・時系列 (各年度年報.R3はR4/2サービス提供月まで.R4はR5/2サービス提供月まで.R5はR5/6サービス提供月まで) | - | - | 184,737.0 | 101,113.3 | 98,805.6 | 102,804.0 | 117,875.9 | 116,351.8 | 120,257.6 | 107,368.7 | 95,988.8 | 97,048.3 |
| 受給者1人あたり給付月額(小規模多機能型居宅介護) | D17-p | 円 | 見える化・時系列 (各年度年報.R3はR4/2サービス提供月まで.R4はR5/2サービス提供月まで.R5はR5/6サービス提供月まで) | 129,070.9 | 133,057.7 | 110,717.1 | 183,066.5 | 185,979.6 | 188,062.3 | 188,919.4 | 191,607.4 | 194,168.2 | 202,646.5 | 204,045.5 | 204,678.3 |
| 受給者1人あたり給付月額(認知症対応型共同生活介護) | D17-q | 円 | 見える化・時系列 (各年度年報.R3はR4/2サービス提供月まで.R4はR5/2サービス提供月まで.R5はR5/6サービス提供月まで) | 267,869.9 | 259,079.4 | 263,784.8 | 257,173.0 | 259,059.5 | 263,179.4 | 258,748.8 | 260,638.8 | 264,842.0 | 259,503.1 | 260,505.3 | 256,798.3 |
| 受給者1人あたり給付月額(地域密着型特定施設入居者生活介護) | D17-r | 円 | 見える化・時系列 (各年度年報.R3はR4/2サービス提供月まで.R4はR5/2サービス提供月まで.R5はR5/6サービス提供月まで) | - | - | - | 198,628.2 | 197,939.5 | 199,078.6 | 198,286.6 | 198,574.3 | 199,700.7 | 193,034.0 | 173,266.1 | 190,899.5 |
| 受給者1人あたり給付月額(看護小規模多機能型居宅介護) | D17-s | 円 | 見える化・時系列 (各年度年報.R3はR4/2サービス提供月まで.R4はR5/2サービス提供月まで.R5はR5/6サービス提供月まで) | - | - | - | 240,749.0 | 240,065.5 | 241,327.1 | 257,477.4 | 260,419.9 | 264,995.6 | 212,686.7 | 200,920.4 | 215,593.1 |
| 受給者1人あたり給付月額(地域密着型通所介護) | D17-t | 円 | 見える化・時系列 (各年度年報.R3はR4/2サービス提供月まで.R4はR5/2サービス提供月まで.R5はR5/6サービス提供月まで) | 59,958.4 | 56,367.9 | 61,810.7 | 62,450.0 | 61,059.1 | 63,289.5 | 76,704.7 | 74,762.3 | 76,349.5 | 62,792.1 | 60,296.6 | 63,643.7 |
| 受給者1人あたり利用日数・回数(訪問介護) | D31-a | 回 | 見える化・時系列 (各年度年報.R3はR4/2サービス提供月まで.R4はR5/2サービス提供月まで.R5はR5/6サービス提供月まで) | 24.1 | 26.2 | 28.0 | 25.9 | 26.4 | 27.1 | 25.6 | 26.2 | 26.9 | 22.2 | 22.3 | 22.5 |
| 受給者1人あたり利用日数・回数(訪問入浴介護) | D31-b | 回 | 見える化・時系列 (各年度年報.R3はR4/2サービス提供月まで.R4はR5/2サービス提供月まで.R5はR5/6サービス提供月まで) | - | - | - | 4.4 | 4.3 | 4.5 | 5.0 | 4.9 | 4.9 | 4.1 | 4.0 | 4.0 |
| 受給者1人あたり利用日数・回数(訪問看護) | D31-c | 回 | 見える化・時系列 (各年度年報.R3はR4/2サービス提供月まで.R4はR5/2サービス提供月まで.R5はR5/6サービス提供月まで) | 4.7 | 6.6 | 5.2 | 6.6 | 6.6 | 6.8 | 8.9 | 8.9 | 9.2 | 5.3 | 5.2 | 5.4 |
| 受給者1人あたり利用日数・回数(訪問リハビリテーション) | D31-d | 回 | 見える化・時系列 (各年度年報.R3はR4/2サービス提供月まで.R4はR5/2サービス提供月まで.R5はR5/6サービス提供月まで) | 7.5 | 8.3 | - | 10.3 | 10.1 | 10.7 | 11.7 | 11.5 | 12.0 | 10.6 | 10.1 | 11.2 |
| 受給者1人あたり利用日数・回数(通所介護) | D31-e | 日 | 見える化・時系列 (各年度年報.R3はR4/2サービス提供月まで.R4はR5/2サービス提供月まで.R5はR5/6サービス提供月まで) | 6.6 | 6.1 | 6.4 | 8.3 | 8.0 | 8.3 | 11.0 | 10.7 | 11.0 | 8.1 | 7.7 | 8.1 |
| 受給者1人あたり利用日数・回数(通所リハビリテーション) | D31-f | 日 | 見える化・時系列 (各年度年報.R3はR4/2サービス提供月まで.R4はR5/2サービス提供月まで.R5はR5/6サービス提供月まで) | 6.9 | 4.8 | 4.8 | 5.0 | 4.8 | 5.1 | 5.9 | 5.7 | 5.9 | 5.1 | 4.5 | 4.6 |
| 受給者1人あたり利用日数・回数(短期入所生活介護) | D31-g | 日 | 見える化・時系列 (各年度年報.R3はR4/2サービス提供月まで.R4はR5/2サービス提供月まで.R5はR5/6サービス提供月まで) | 16.9 | 15.3 | 15.0 | 12.5 | 12.2 | 11.7 | 12.9 | 12.7 | 12.4 | 12.1 | 12.6 | 12.5 |
| 受給者1人あたり利用日数・回数(短期入所療養介護) | D31-h | 日 | 見える化・時系列 (各年度年報.R3はR4/2サービス提供月まで.R4はR5/2サービス提供月まで.R5はR5/6サービス提供月まで) | - | - | 4.0 | 8.2 | 7.8 | 7.6 | 8.2 | 8.1 | 8.0 | 7.3 | 8.2 | 8.1 |
| 受給者1人あたり利用日数・回数(認知症対応型通所介護) | D31-i | 日 | 見える化・時系列 (各年度年報.R3はR4/2サービス提供月まで.R4はR5/2サービス提供月まで.R5はR5/6サービス提供月まで) | - | - | 15.7 | 10.0 | 9.6 | 9.8 | 10.9 | 10.6 | 10.9 | 11.6 | 10.2 | 9.8 |
| 受給者1人あたり利用日数・回数(地域密着型通所介護) | D31-j | 回 | 見える化・時系列 (各年度年報.R3はR4/2サービス提供月まで.R4はR5/2サービス提供月まで.R5はR5/6サービス提供月まで) | 7.1 | 6.7 | 7.3 | 8.1 | 7.9 | 8.1 | 9.7 | 9.4 | 9.6 | 7.6 | 7.4 | 7.7 |

| | | | |
|---|---|--|---|
| <p>全国平均等との比較</p> <p>在宅・居住系サービスの額については、どの比較地域より水準となっているが、個別サービスで見ると、訪問介護、短期入所生活介護、介護予防・居宅介護支援の額は、全国・全道・比較地域より高い水準となっている。日数・回数についても同様の状態となっている。</p> | <p>全国平均等との乖離について理由・問題点等の考察(仮説の設定)</p> <p>当町は人口規模に比べて施設系の入所・入居定員が多い状況となっている</p> <p>小規模自治体であるため、多様なサービス形態がないため、一部のサービスの利用が多い状況となっている。なお、通所介護も町内に5事業所あるが、額及び日数・回数は、全国・全道・比較地域と比べても低い水準となっているのは、新型コロナウイルス感染症の流行の影響や重度受給者は早々に施設入所又は入院等により、軽度利用者が多い傾向にあると考えられる。</p> | <p>設定した仮説の確認・検証方法</p> <p>R5.3月末人口8,034人、内高齢者数3,181人</p> <p>町内事業所 訪問介護 3事業所、地密通所介護 5事業所、短期入所 2事業所 (18床)、短期入所(空床型) 3事業所、小規模多機能 1事業所(定員24名)、認知症共同生活介護 1事業所(18床)、広域型特養 2施設(80床)、地密型特養 3施設(60床)、ケアハウス 1施設(30人)、有料老人ホーム 3施設(55名)</p> | <p>問題を解決するための対応策(理想像でも可)</p> <p>・今後の高齢者の減少やニーズの多様化を見据えて、町内での競合や飽和するサービスについて、小規模多機能型居宅介護又は圏域で未提供の新サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護等)への転換を促し、介護サービス基盤の再構築を図ることにより在宅医療・介護連携や包括ケアシステム体制の進化・充実を目指す。</p> <p>・小規模の自治体では、地域医療の存続自体が極めて困難な状況となっており、医療系介護サービスニーズへの対応が大きな課題となるが、地域医師会や町内医療機関等との協力関係において、双方にとって利害が一致するような共通目的を掲げて協働で解決を図る仕組みが必要。</p> |
|---|---|--|---|

【参考資料3】

特別養護老人ホーム入所申込者状況について（令和5年12月1日現在）

1. 各特別養護老人ホーム入所申込状況

| 施設 | 定員 | 申込者数 | 内湧別町被保険者 |
|-------------|------|------|----------|
| | | | |
| 湧別オホーツク園 | 40名 | 48名 | 39名 |
| リウの杜（※） | 20名 | 24名 | 24名 |
| 湖水の杜（※） | 20名 | 19名 | 19名 |
| 湧愛園 | 40名 | 34名 | 17名 |
| ちゅーりっぷの里（※） | 20名 | 18名 | 18名 |
| 合計（5施設） | 140名 | 143名 | 117名 |

※：地域密着特別養護老人ホームで湧別町の被保険者のみが入所できます。

2. 特別養護老人ホーム入所申込者実人数の状況

| | 要介護5 | 要介護4 | 要介護3 | 要介護2 | 要介護1 | 合計 |
|-----------|-------|-------|-------|------|------|-------|
| 申込者実人数 | 15名 | 33名 | 41名 | 3名 | 0名 | 92名 |
| 介護度別割合 | 16.3% | 35.9% | 44.6% | 3.2% | 0% | — |
| 内湧別町被保険者 | 12名 | 18名 | 34名 | 2名 | 0名 | 66名 |
| 湧別町被保険者割合 | 13.0% | 19.6% | 36.9% | 2.2% | 0% | 71.7% |
| 内他市町村被保険者 | 3名 | 15名 | 7名 | 1名 | 0名 | 26名 |

3. 申込者の待機場所

| 区分 | 要介護5 | 要介護4 | 要介護3 | 要介護2 | 要介護1 | 合計 |
|-------|------|------|------|------|------|-----|
| 在宅 | 4名 | 13名 | 18名 | 1名 | 0名 | 36名 |
| 町被保険者 | 3名 | 7名 | 13名 | 1名 | 0名 | 24名 |
| 医療機関 | 7名 | 15名 | 13名 | 2名 | 0名 | 37名 |
| 町被保険者 | 5名 | 7名 | 11名 | 1名 | 0名 | 24名 |
| 施設等 | 4名 | 5名 | 10名 | 0名 | 0名 | 19名 |
| 町被保険者 | 4名 | 4名 | 10名 | 0名 | 0名 | 18名 |

4. 介護度別緊急度（在宅者）

| 区分 | 要介護5 | 要介護4 | 要介護3 | 要介護2 | 要介護1 | 合計 |
|---------|------|------|------|------|------|-----|
| 必要性高 | 4名 | 10名 | 7名 | 0名 | 0名 | 34名 |
| 町被保険者 | 3名 | 5名 | 7名 | 0名 | 0名 | 28名 |
| 1年程度 | 名 | 1名 | 6名 | 1名 | 0名 | 37名 |
| 町被保険者 | 名 | 名 | 6名 | 1名 | 0名 | 24名 |
| 特養以外でも可 | 名 | 2名 | 5名 | 0名 | 0名 | 21名 |
| 町被保険者 | 名 | 2名 | 名 | 0名 | 0名 | 14名 |

5. 申込者の待機場所（詳細）

| | | 要介護5 | 要介護4 | 要介護3 | 要介護2 | 要介護1 | 合計 |
|-------------|------------|------|------|------|------|------|-----|
| 入所申込者数（実人数） | | 15名 | 33名 | 41名 | 3名 | 0名 | 92名 |
| 在宅者 | | 4名 | 13名 | 18名 | 1名 | 0名 | 36名 |
| 在宅でない者 | | 11名 | 20名 | 23名 | 2名 | 0名 | 56名 |
| 現在の待機場所 | 医療機関 | 7名 | 15名 | 12名 | 2名 | 0名 | 36名 |
| | 介護療養型 | 0名 | 0名 | 2名 | 0名 | 0名 | 2名 |
| | 介護老人保健施設 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 |
| | 介護医療院 | 1名 | 0名 | 3名 | 0名 | 0名 | 4名 |
| | 他の特養 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 |
| | 養護老人ホーム | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 |
| | ケアハウス | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 |
| | 認知症グループホーム | 1名 | 1名 | 2名 | 0名 | 0名 | 4名 |
| | 有料老人ホーム | 2名 | 4名 | 4名 | 0名 | 0名 | 10名 |
| | 生活支援ハウス | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 |
| | サービス付高齢者住宅 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 |
| その他 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 | |

（調査結果）

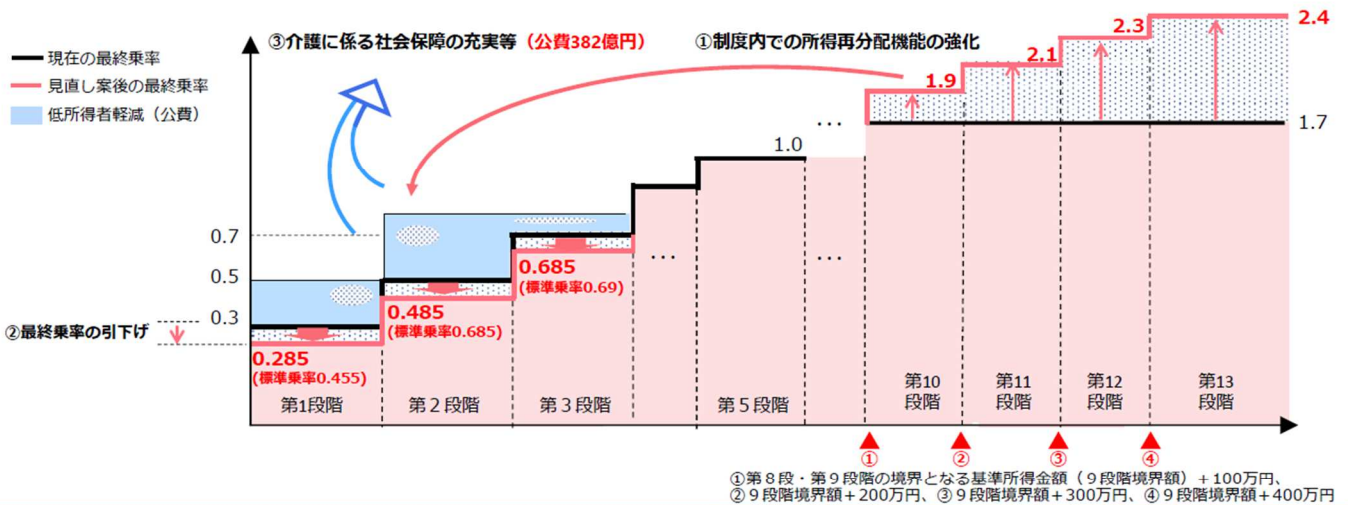
- 湧別町被保険者申込者 117 名の内、重複申込者は 51 名で、除くと 66 名が実申込人数です。
 - ※ R2年：申込者 113 名 内重複申込者 53 名 実申込人数 60 名
 - ※ H29年：申込者 119 名 内重複申込者 46 名 実申込人数 73 名
 - ※ H26年：申込者 158 名 内重複申込者 38 名 実申込人数 120 名
- 総申込者実人数 92 名の内、要介護 3 以上は 89 名で、その内湧別町被保険者は 64 名です。
 - ※ R2年： 71 名の内、要介護 3 以上 65 名 内湧別町被保険者 57 名
 - ※ H29年： 73 名の内、要介護 3 以上 67 名 内湧別町被保険者 51 名
 - ※ H26年：120 名の内、要介護 3 以上 69 名 内湧別町被保険者 53 名
- 要介護 3 以上の在宅者は 35 名です。
 - その内湧別町被保険者 23 名で、必要性が高い及び 1 年程度の者は 21 名です。
 - ※ R2年：要介護 3 以上の在宅者 17 名 内湧別町被保険者 16 名 必要度高・1 年 9 名
 - ※ H29年：要介護 3 以上の在宅者 19 名 内湧別町被保険者 15 名 必要度高・1 年 11 名
 - ※ H26年：要介護 3 以上の在宅者 23 名
- 3 年前と比較すると、実申込者数と要介護 3 以上の申込は増加しており、湧別町被保険者の申込は微増の状態です。しかし、在宅で待機している者は増加しており、併せて必要度高・1 年の者も増加しております。

☆介護保険 保険料関係

第1号保険料に関する見直しの成案（標準9段階から標準13段階への見直し）

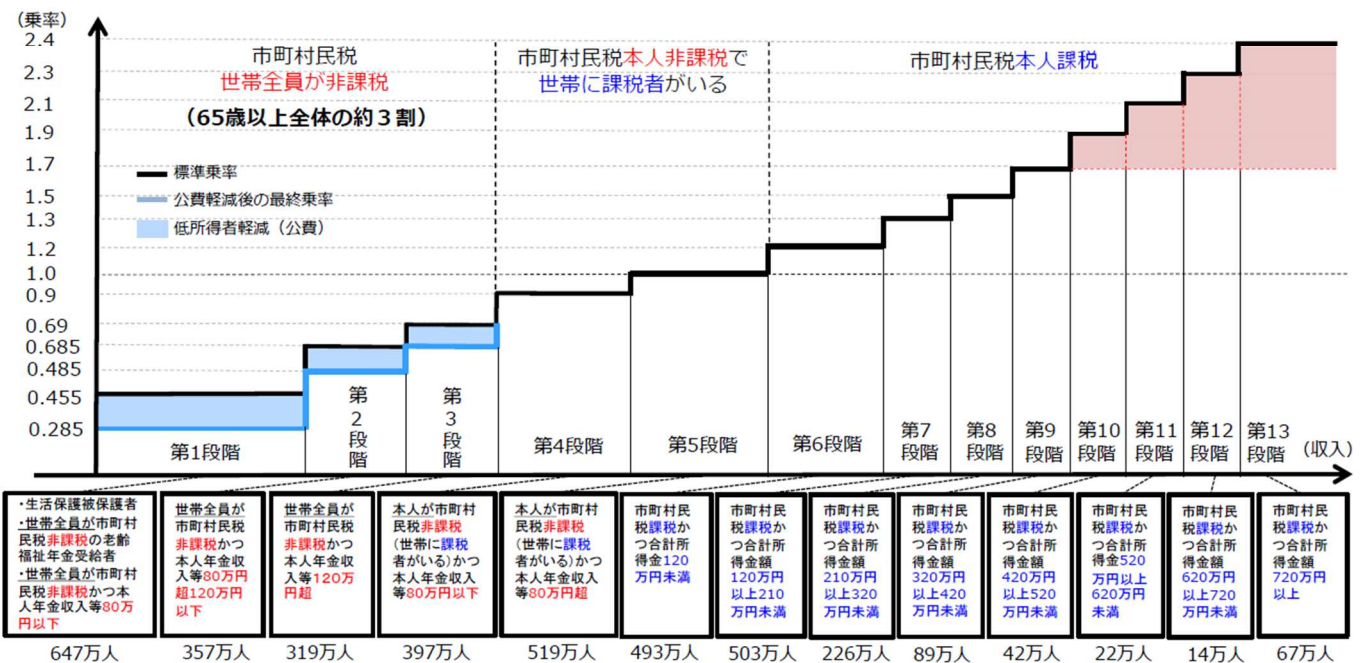
- 介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する（標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、低所得者の保険料上昇の抑制を図る。
 - ・ 高所得者に係る標準段階の段階数・乗率について、既に9段階を超える多段階の保険料設定を行っている保険者の平均を勘案して設定。
 - ・ 低所得者の最終乗率（低所得者が実際に負担する乗率）について、第7期から第8期にかけての保険料の伸びなどを勘案して設定。
- ※ 介護保険制度においては、調整交付金によって、保険者ごとの所得分布状況に係る調整を行っているところ、この所得調整機能を強化するため、標準9段階を用いている現行の調整方法についても、保険料設定方法の見直しに併せて、標準13段階を用いた調整方法に改める。
- 保険料の多段階化によって制度内での対応が強まることを踏まえ、低所得者の負担軽減に活用されている公費の一部（※）について、現場の従事者の処遇改善をはじめとする介護に係る社会保障の充実に活用する。
 - ※ **公費約382億円（国費約191億円、地方約191億円）**

（参考）全世代型社会保障構築会議報告書（令和4年12月16日全世代型社会保障構築会議）
 「全世代型社会保障」は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、（中略）必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。



【参考】第9期計画期間における第1号保険料（標準13段階）

○ 今回の見直しを踏まえた、第9期計画期間における、標準段階、標準乗率、公費軽減割合、基準所得金額等は以下のとおり。



介護報酬改定率について

- ◆ 12月20日の予算大臣折衝を踏まえ、令和6年度の介護報酬改定は、以下のとおりとなった。

改定率について

- 改定率 +1.59%

(内訳)

介護職員の処遇改善分 +0.98% (令和6年6月施行)

その他の改定率(※) +0.61%

※賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準

- また、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果として+0.45%相当の改定が見込まれ、合計すると+2.04%相当の改定となる。

多床室の室料負担について

- ◆ 多床室の室料負担については、これまでの分科会での意見等を踏まえ、予算編成過程において検討することとしていた。
- ◆ 大臣折衝事項に基づき、在宅との負担の公平性、各施設の機能、生活環境や利用実態等に関するこれまでの介護給付費分科会における議論を踏まえ、以下のとおり見直しを行う。

1. 室料負担を求める多床室の入所者について

- II型介護医療院(※1)の多床室の入所者
- 「その他型」(※2)及び「療養型」(※3)の介護老人保健施設の多床室の入所者
- いずれも8㎡/人以上に限る。

※1：I型は介護療養型医療施設、II型は介護老人保健施設を参考に人員基準等を設定

※2：超強化型、在宅強化型、加算型、基本型のいずれに関する要件も満たさない介護老人保健施設

※3：平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に療養病床等から移行して開設した介護老人保健施設

2. 室料として負担いただく額について

- 月額8千円相当(ただし、利用者負担第1～3段階の者については、補足給付により利用者負担を増加させない。)

3. 施行時期について

- 多床室を利用している方等に対して、十分な周知期間を確保する観点から、令和7年8月とする。

※：引き続き、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえ、更なる見直しを含め必要な検討を行う。

基準費用額（居住費）について

- ◆ 基準費用額（居住費）については、これまでの分科会での意見等を踏まえ、予算編成過程において検討することとしていた。
- ◆ こうした検討に基づき、近年の光熱水費の高騰、在宅で生活する者との負担の均衡、利用者負担への影響等に関するこれまでの介護給付費分科会における議論を踏まえ、以下のとおり見直しを行う。

1. 基準費用額（居住費）について

- 令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額（居住費）を60円/日引き上げる。

2. 利用者負担第1段階の多床室利用者への対応について

- 従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階（※）の多床室利用者については、利用者負担が増えないようにする。

※：生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者（預貯金額1,000万円（夫婦の場合2,000万円）以下であるものに限る）

3. 施行時期について

- 令和6年8月とする。

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（現行）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

| 利用者負担段階 | 主な対象者 | | ※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。 |
|---------|---|--------------------------------|------------------------|
| | | | 預貯金額（夫婦の場合）（※） |
| 第1段階 | ・生活保護受給者 | | 要件なし |
| | ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者 | | 1,000万円（2,000万円）以下 |
| 第2段階 | ・世帯全員が市町村民税非課税 | 年金収入金額（※）+合計所得金額が80万円以下 | 650万円（1,650万円）以下 |
| 第3段階① | | 年金収入金額（※）+合計所得金額が80万円超～120万円以下 | 550万円（1,550万円）以下 |
| 第3段階② | | 年金収入金額（※）+合計所得金額が120万円超 | 500万円（1,500万円）以下 |
| 第4段階 | ・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者 | | |

| | 基準費用額 (日額(月額)) | 負担限度額 (日額(月額)) ※短期入所生活介護等(日額) 【】はショートステイの場合 | | | | |
|-------------|-------------------|---|--------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|--------------|
| | | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階① | 第3段階② | |
| 食費 | 1,445円 (4.4万円) | 300円 (0.9万円) 【300円】 | 390円 (1.2万円) 【600円 (1.8万円)】 | 650円 (2.0万円) 【1,000円 (3.0万円)】 | 1,360円 (4.1万円) 【1,300円 (4.0万円)】 | |
| 居住費 | 多床室 | | | | | |
| | 特養等 | 855円 (2.6万円) | 0円 (0万円) | 370円 (1.1万円) | 370円 (1.1万円) | 370円 (1.1万円) |
| | 老健・療養等 | 377円 (1.1万円) | 0円 (0万円) | 370円 (1.1万円) | 370円 (1.1万円) | 370円 (1.1万円) |
| | 従来型個室 | | | | | |
| | 特養等 | 1,171円 (3.6万円) | 320円 (1.0万円) | 420円 (1.3万円) | 820円 (2.5万円) | 820円 (2.5万円) |
| 老健・療養等 | 1,668円 (5.1万円) | 490円 (1.5万円) | 490円 (1.5万円) | 1,310円 (4.0万円) | 1,310円 (4.0万円) | |
| ユニット型個室の多床室 | 1,668円 (5.1万円) | 490円 (1.5万円) | 490円 (1.5万円) | 1,310円 (4.0万円) | 1,310円 (4.0万円) | |
| ユニット型個室 | 2,006円 (6.1万円) | 820円 (2.5万円) | 820円 (2.5万円) | 1,310円 (4.0万円) | 1,310円 (4.0万円) | |

【湧別町の高齢者向けのサービス一覧（町・社会福祉協議会）】

下記サービスは概ね65歳以上の方が対象のサービスです。申請される場合は事前にお問い合わせください。

（町のサービス）

【問い合わせ先】 湧別庁舎：福祉課 高齢介護グループ TEL5-3761

| 番号 | 事業名 | 事業の内容 | 対象者の基準 |
|----|----------------------------|--|--|
| 1 | 寝たきり老人等介護手当助成事業 | 介護者の経済的及び精神的負担を軽減するため、介護手当月2万円（4半期ごとに支給）を支給します。 ※介護保険サービス、障害児福祉手当、特別障害者手当との併給可能です。 | 寝たきり及び認知症の高齢者で、3ヶ月以上継続して要介護4相当以上の方（入院・ショートステイ等の自宅以外で生活し介護の必要のない日が、その月の過半数を超える月は除く） |
| 2 | 寝たきり高齢者等紙おむつ購入費助成事業 | ※事前申請が必要です。 在宅の寝たきり高齢者等を介護する世帯の経済的負担の軽減を目的とし、紙おむつの購入費用の1/2を助成します。 ただし、対象となる紙おむつは、町内で購入したものに限りです。 （月助成限度額5,000円） | 在宅で今後1ヶ月以上常時おむつを必要とする方で、次のいずれかに該当する方 ・要介護認定を受け、要介護2以上の方 ・要介護認定を受けない方で要介護2相当以上の方 ・身体障害者で上肢又は下肢、体幹及び視覚のいずれかで1級又は2級の方 ・知的障害者でA判定の療育手帳所持者 ・精神障害者で1級の精神保健福祉手帳所持者 |
| 3 | 高齢者等生活応援事業（おむつに係る有料ごみ袋の配布） | 在宅でおむつを使用している高齢者等の生活を応援し、対象者1名につき1ヶ月あたり燃やすごみ用15リットル袋5枚を支給します。 | 在宅でおむつを使用し、下記のいずれかに該当する方 ・満75歳以上の方 ・要介護認定「要介護1から5」の方 ・障害者及び障害児 |
| 4 | 高齢者用歩行車購入助成事業 | 高齢者の屋外生活を助長し、健康な体づくりのため、屋外用歩行車を購入する方に対し購入費用の1/2を助成します。 （助成限度額15,000円） | 在宅の高齢者等が歩行困難な状態で、屋外用歩行車を使用することで外出が可能となる方 （3年間は新たに助成を受ける事はできません） |
| 5 | 生きがい対応型デイサービス事業 | 要介護状態への進行を防止するため、通所により日常生活訓練や趣味活動、日常生活習慣の指導等を行います。 | 要介護認定で「自立」と判定された方及びおおむね65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者、その他これに準ずると認められる方 |
| 6 | 軽度生活援助事業（ふれあい訪問） | ・日常生活上の軽易な支援 ・訪問又は電話により健康状態の確認、心配事相談、生活指導等を行います。 | 要介護認定で「自立」と判定された方及びおおむね65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者、その他これに準ずると認められる方 |
| 7 | 生活管理指導員派遣事業 | ・日常生活に必要な支援、指導等を提供するためホームヘルパーを派遣します。 ・週1回で2時間以内で利用が可能です。 | 要介護認定で「自立」と判定された方で、在宅で支援等が必要であると認められた方 |
| 8 | 生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ） | ・特別養護老人ホームを利用したショートステイ事業 ・1ヶ月で7日以内の利用が可能です。 | 要介護認定で「自立」と判定された方で、在宅支援等が必要と認められた方（介護者のやむを得ない事由により介護を受けることができないなど） |
| 9 | 外出支援サービス事業 | ・移送車両により機能訓練、通院等の外出支援を行います。 ・町内の医療機関に診療科目がない場合は遠軽町か紋別市の医療機関に移送する場合があります。 | おおむね65歳以上で家族等の送迎が困難な、身体的に障害のある高齢者、その他これに準ずると認められる方。（介護者がいなければ医療機関までの移動が困難で、町内に家族等がいない方。） |
| 10 | 高齢者等さわやか住宅改造補助事業 | 住宅での快適な住環境の整備を目的とし住宅改造費用の1/3を補助します。 （補助限度額30万円） 主な改修：浴室、手すり、段差解消等 | 町民税所得割非課税世帯のうち、65歳以上の方がいる世帯又は重度身体障害者であって日常生活に介助が必要なものいる世帯で、日常生活に対応した住宅の改造を行う方 |
| 11 | 高齢者バス通院費助成事業 | ・バス券交付枚数 1人年間72回（3ヶ月当たり18回） 人工透析の場合は年間300回（150往復） | 70歳以上の方で、バスによる通院等が必要な方 ※12 高齢者外出支援ハイヤー料助成事業との併用はできません。 ※満65歳以上の方の町営バス運賃は無料です。 |
| 12 | 高齢者外出支援ハイヤー料助成事業 | 歩行困難でハイヤーによる通院又は買物等をよぎなくされている方に対し、ハイヤー券を年間192枚（3ヶ月当たり48枚を限度）を交付します。 | 要支援1以上又は要支援1以上と同等であると認められ、かつ車の運転が出来ない又は送迎してくれる親族が近くになくバスに乗車することが困難な方 ※11 高齢者バス通院費助成事業との併用はできません。 |
| 13 | 介護サービス等利用者負担額助成 | 非課税世帯の介護保険在宅サービス等の自己負担額の1/2を助成をします。 | 湧別町の介護保険被保険者で、湧別町在住の住民税非課税世帯の方（非課税世帯基準日7月1日） |

（社会福祉協議会のサービス）

【問い合わせ先】 湧別町社会福祉協議会 TEL2-2197

| 番号 | 事業名 | 事業の内容 | 対象者の基準 |
|----|--------|--|---------------------------|
| 1 | 除雪サービス | 冬期間の積雪による緊急避難路の確保のための除雪を行います。1回5mまで300円、10mまで400円、15mまで500円、詳細はお問い合わせください。 | ひとり暮らし又は夫婦で、除雪を行うことが困難な世帯 |
| 2 | 給食サービス | 食生活の改善、安否の確認、孤独感の解消など定期的に給食の宅配を行います。週2回（夕食）1食350円 | ひとり暮らし又は夫婦で、食事を作ることが困難な世帯 |